【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和８年第１０回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和８年１０月１３日（火）		
開催時間	午後３時００分　～　午後３時４３分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村　明慶　教育長	久保田　善彦　委員	土肥　和久　委員
	大井　欣一　委員	岩壁　三枝子　委員	
出席説明員	田巻　正義　教育指導部長	神家満　麦　学校ＩＣＴ推進課長	蜂谷　勝己　学力定着推進課長
	大平　達也　教育指導課長	毛利　正成　不登校施策推進担当課長	吉尾　文彦　こども支援センターげんき所長
	谷内　新哉　支援管理課長	芳賀　優美子　教育相談課長	絵野沢　秀雄　学校運営部長
	物江　耕一朗　学校支援課長	小木曽　弘規　学校施設管理課長	武内　新之介　学校適正配置担当課長
	松本　令子　学務課長	西島　誠　青少年課長	楠山　慶之　子ども家庭部長
	樋口　清二　子ども政策課長	澤田　好　子ども施設指導・支援課長	齊藤　ひろみ　保育・入園課長
	眞鍋　亜砂美　幼稚園・地域保育課長	久保田　夏恵　学童保育課長	小森　涼子　こども家庭相談課長
	大山　日出夫　生涯学習振興公社事務局長	飯塚　論　生涯学習振興公社学習事業部長	江連　嘉人　地域文化課長
書　記	日森　達也　教育政策担当係長	川村　淳一　教育政策担当係長	高木　孝輔　教育政策担当主任
欠　席　者	秋元　康裕　教育政策課長、芝戸　拓矢　私立保育園課長		
傍　聴　者	０名		
会議次第	別紙のとおり		
資　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和８年１０月１３日

第１０回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　ただいまから、本年第１０回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

―――――――◇―――――――

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、久保田委員、土肥委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６７号議案「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例の送付について」、以上。

○教育長　第６７号議案について、田巻教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　資料３ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

文部科学省が策定した「児童・生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」に則った調査を行う体制を整えるにあたり、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会の所掌事項に、児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施を追加する必要があるため、議案を提出いたしました。

具体的には条例第３条第３項に、「前２項に定めるもののほか、教育委員会は、児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施について、調査委員会に諮問することができる」という文言を追加する予定です。

施行年月日は公布の日を予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６７号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第６７号議案「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第２を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第２、第６８号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」、以上。

○教育長　第６８号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料１０ページをお開きください。

保育ママ及び小規模保育所が関連する条例の一部を改正するものでございます。

項番２、主な改正内容です。主な改正内容は３つございまして、まず１つ目が、こども性暴力防止法の規定を追加するものでございます。児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加する予定です。２つ目は、みなし保育士の対象拡大です。保育士とみなすことができる対象に、理学療法士等の専門職やいわゆる療育の指導に５年以上従事した経験を有する者を追加する予定です。３つ目は、健康診断に関する文言修正です。受託児童健康診断について１歳６か月健診で代用できる規定を条文化する予定です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６８号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第６８号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第３を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第６９号議案「足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」、以上。

○教育長　第６９号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料２４ページをお開きください。乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の設備及び運営に関する条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、先ほどと同じようにこども性暴力防止法の規定を追加するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６９号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第６９号議案「足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第４を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第７０号議案「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」、以上。

○教育長　第７０号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○楠山子ども家庭部長　資料２９ページをお開きください。こちらは児童福祉法の改正に伴い、放課後児童支援員の量の確保を進めるため、その要件を追加するものでございます。

２「改正内容」（１）をご覧ください。放課後児童支援員の要件として、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者及び大学を卒業した者等で１年以上児童福祉事業に従事した者を追加する予定です。また、みなし支援員制度の経過措置の文言を修正する予定です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第７０号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田委員　人員不足のため要件を追加するということですが、そもそも大学を卒業した者等で１年以上児童福祉事業に従事した者といった要件は足立区が主体的に設定しているのでしょうか、それとも国の基準を適用しているのでしょうか。

○教育長　学童保育課長。

○学童保育課長　こちらは国の児童福祉法改正に伴った改正になります。今までも５年以上児童福祉事業

に従事した者という要件はございましたが、今回、なるべく早く要件を満たせるように、大学を卒業した者等で１年以上児童福祉事業に従事した者という要件を追加いたしました。

○久保田委員　国の基準を適用したということを理解しました。ありがとうございます。

○教育長　ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第７０号議案「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、請願の審査に入ります。７受理番号１「足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願」については、前回は継続審査となっています。各所管課から何か変化があれば説明をお願いいたします。

支援管理課長。

○支援管理課長　特段変化はございません。

○教育長　それでは、７受理番号１の請願についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

この案件に関しまして、現在も所管課において特別支援学級の設置等について検討会議を継続している状況でございます。その結果を踏まえて審査を進める必要があると考えますので、本件については引き続き継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

ほかに意見がなければ、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本請願は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。よって、請願は継続審査とすることにいたします。

次に日程第５「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しましたら一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（１）から（５）までについて、大平教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長　それでは、５件報告させていただきます。

まず、資料４２ページ「『令和８年度水泳実施状況調査』報告について」です。

学習指導要領に明確な規定はございませんが、例年各校ではおおよそ８時間から１０時間程度水泳指導を実施しております。令和８年度は少しでも長く水泳指導の実施期間を取れるように例年より早くプールの清掃に取り組んだところ、おおむね全ての学校で８時間から１０時間程度水泳指導を実施できました。

しかし、その中で３校だけ当初の予定より３時間程度、水泳指導の時間が少なかった学校がございました。主な理由はＡ小学校がノロウイルス、Ｂ小学校が天候、Ｃ小学校が行事等の影響となります。当該校に対して、次年度はしっかり計画を立て早めに取組を行うように指導してまいります。

続いて、資料４４ページ「区立中学校の部活動運営委託事業の開始及び部活動地域移行モデル事業の進捗状況について」です。

項番１、部活動運営委託事業の開始状況です。８月から始まったばかりの事業ですので教員も協力しながら進めておりますが、将来的には教員が関わらない形にしてまいります。

項番２は地域移行モデル事業の進捗状況です。昨年度、今年度の２年間に渡り新田中学校サッカー部でモデル事業を行っております。

生徒、保護者、顧問に対しアンケートを行った結果、「指導の専門性」について肯定的回答割合が以

前より少し下がっておりますが、これは対外試合で結果が出なかったことが一つの要因と推測されます。

モデル事業は今年度が検証最終年度になりますので、検証結果を明らかにした上で年内を目途に令和９年度の方針を決定してまいります。

続いて、資料４６ページ「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針について」です。

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、いじめ重大事態が発生した場合は、それを公表することが望ましいとされております。この規定を受け、公表方針を策定いたしましたので、ご報告いたします。

公表内容は項番２（３）になります。対象児童・生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示し、意見聴取をした上で公表する内容の詳細を決定してまいります。

続いて、資料４９ページ「児童・生徒の性行不良による出席停止に関する規則改正及びマニュアルの策定について（案）」です。

これまで、児童・生徒の性行不良による出席停止を命じる場合の手続きに関する規定が未整備でしたので、これを改正し、併せて出席停止に関する手続きマニュアルを策定いたしました。マニュアルの内容につきましては、項番２のとおりです。

資料５１ページに、出席停止を命令するまで、またその後の対応についてのフローチャートを記載しておりますので、後ほどご覧ください。今後は、意見聴取や出席停止の命令等、そうした細々としたところの規定を作ってまいります。

最後は資料５６ページ「日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について」です。現在のところ項番１の４つの小中学校に、新たに日本語学級を設置する予定です。１学級の最大人数は２０名を予定しております。

これまで児童・生徒が通級していた「あだち日本語学習ルーム」では、会計年度任用職員が日本語指導をしておりましたが、「日本語学級」につきましては正規教員が指導する形になります。

小・中学校入学予定者への周知方法について、小学校入学予定者に対しては区ホームページで１０月末から公表の予定です。在校生に対しては、日本語指導が必要な方へ個別に周知し、利用を案内してまいります。以上でございます。

○教育長　次に（６）について、芳賀教育相談課長お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長　資料５８ページ「令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について」です。

項番２に課題と対応策を記載しております。表①開設状況と勤務時間ですが、学校に調査したところ週２０時間、別室・ＳＳＲを開設している学校が最も多かった一方、登校サポーターの現在の勤務時間の上限が週１５時間であるため、開設時間を制限せざるを得ないことが分かりました。

これを改善するため、今後は登校サポーターの勤務時間上限を週１５時間から週２０時間へ拡大し、別室・ＳＳＲへの常駐を可能にしたいと考えております。

また表③業務内容ですが、これまで欠席早退などにより別室を利用している児童・生徒がいない場合、登校サポーターの勤務も終了となっておりました。こちらも、今後は別室の環境整備や教材準備、記録の記入等を業務と位置づけることで、児童・生徒が不在時も勤務可能とする予定です。

資料５９ページ、項番４は登校サポーターに対して行った勤務形態についてのアンケート結果です。週２０時間を上限とする勤務を希望する方が約４割、５６名おり、このうち小学校勤務の方が２４名おりました。

項番５のとおり、別室を開設している小学校のうち「開設時間が不足している」と回答した学校が２５校ございました。ここにアンケートで週２０時を上限とする勤務を希望する方のうち小学校勤務の方を当てはめていくと、２４校については開設時間の拡充を見込めることが分かりました。

残りの１校については、今後の公募の中から追加配置をしていきたいと考えております。

今回の改善は令和８年１２月を開始時期と予定しておりますが、今後もさらなる勤務時間の上限拡大を視野に、今回の改善の効果を検証してまいります。

○教育長　次に（７）及び（８）について、松本学務課長お願いします。

学務課長。

○学務課長　まず、資料６０ページ「区立小・中学校における災害共済給付制度の運用の変更について」です。

学校管理下でけがをした場合に、医療費や見舞金の支給を行う災害共済給付制度について、令和９年４月から制度変更を予定しております。変更の主な目的としましては、事務の簡略化や、保護者への支払の迅速化です。

変更点といたしましては、今までけがをした場合にマル子医療証を併用可としておりましたが、今後は併用不可といたします。保育園では既にマル乳医療証を併用不可としておりますので、同様の制度に揃えていくこととなります。

この変更により、今後は日本スポーツ振興センターから保護者へ直接支払ができるようになり、１か月程度で支払が行えるところがメリットになります。

学校や保護者、医療機関への十分な周知期間が必要ですので、変更日は令和９年４月１日の予定です。

続いて、資料６２ページ「校外施設指定管理者評価結果について」です。日光林間学園の令和７年度業務について評価を行いましたので、その結果報告になります。

項番８、評価結果はＢ＋で得点率７３％でございます。昨年度は、得点率６８％で総合評価がＢ＋ですので、評価結果はほぼ横ばいです。

評価委員からは、組織変更により会社が大きくなったため適切で安全な運営につながっている等のご意見を頂いております。

こちらは文教委員会にも報告し、１１月下旬にホームページで公表予定です。以上となります。

○教育長　次に（９）について、江連地域文化課長お願いします。

地域文化課長。

○地域文化課長　資料７４ページ「足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について」です。

生涯学習関連施設の令和７年度業務について評価を行いましたので、その結果報告になります。

２０施設すべてがＢ＋以上の評価を受けており、Ａ評価の施設が令和６年度よりも２施設増加する等、軒並み昨年度よりもよい評価を得られたと捉えております。

資料７５ページは評価委員からの主な意見でございます。２０施設中４施設で評価区分が上がり、評価区分が同一であった１６施設においても、９施設で得点率が上がりました。この要因といたしましては、２０施設中１０施設が５年間の指定管理期間における最終年度であり、５年間で築いた地域との協力関係による成果が見られたことによると考えております。

一方、課題は周知不足になります。普段、学習センターにいらっしゃらないお子さんに関しても、引き続き粘り強く周知してほしいとのことでした。また、単発実施にとどめず、成果物を次の施策でも継続的に活用し、地域との協力体制を継続してほしいというご意見もございました。

項番３、評価実施概要は記載のとおりです。

項番４、評価結果の公表です。区民委員会報告後、１１月１１日から区のホームページで公開予定でございます。

項番５、今後の方針です。（１）評価結果の反映について、既にこの結果を学習センターに周知しており、今年度から改善しているところです。（２）評価資料の見直しについて、評価委員の中からも膨大な資料を２０施設分読み込む負担が大きいというご意見をいただいておりますので、評価資料の統合や数値化、基準の明確化により負担の軽減を図ってまいります。その上で、事業で行った工夫といった項目等については従来の文字ベースの資料も活用し

てまいります。説明は以上になります。

○教育長　ただいま各所管から報告事項がございました。この件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

土肥委員。

○土肥委員　資料５６ページ「日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について」についてです。

「あだち日本語学習ルーム」では指導者がタガログ語や広東語で児童・生徒と会話をしながら日本語指導を行っていますが、「日本語学級」では指導者が正規教員ではあるものの、該当の児童・生徒の母国語を話せない状況で指導が始まります。日本に来たばかりの児童・生徒は「日本語学級」に入ることで、むしろ不便が生じてしまうのではないかと懸念していますが、担当課としてどうお考えでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　「日本語学級」は児童・生徒が日本語を話す時間、日本語に関わる時間をなるべく増やし、日本語を早く習得していただくことを目的として設置いたします。

指導者は初歩の日本語を使用した指導が基本になりますが、状況によっては、母国語で会話ができる会計年度任用職員の一時派遣といった取組も検討してまいります。

○土肥委員　もう一つ質問ですが、例えば第十四中学校の「日本語学級」を利用する場合、第十四中学校に在籍する形になるのでしょうか。それとも、学籍は元の学校のままで通級扱いとするのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　例えば、花畑中学校に在籍をしながら第十四中学校の「日本語学級」を利用することも可能にしております。

○土肥委員　通級の日数は相談して決めるということでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　児童・生徒のレベルによって決定いたします。

○土肥委員　「あだち日本語学習ルーム」も通級ですが、「日本語学級」とどの部分が異なるのでしょうか。

例えば第十四中学校に在籍している生徒がスキルを早く上げるため「日本語学級」を利用して日本語に親しむ時間を増やすということでしたら意味が分かりますが、第十四中学校から離れている地域に住んでいる生徒でしたら第十二中学校や第六中学校の「あだち日本語学習ルーム」を利用したほうが良いのではないでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　日本語を初歩から学習するということであれば「日本語学級」の利用をお勧めいたしますが、話す、聞くがある程度できるようであれば、自宅近くの「あだち日本語学習ルーム」を利用して学習を進めていく方法も有効ですので、そこはお子さんたちの状況によって、こちらもご案内する内容を変えていく予定です。

○土肥委員　ということは、外国から日本に来た児童・生徒の就学先を決める際に「日本語学級」や「あだち日本語学習ルーム」について、しっかり説明し、その内容を理解してもらう必要があるということですね。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　そのとおりです。

○土肥委員　その説明は学務課就学係が行うのでしょうか。それとも教育指導課が行うのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　両課で連携して行う予定です。

○土肥委員　分かりました。

○教育長　久保田委員。

○久保田委員　私も資料５６ページ「日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について」についてです。

東京都教育委員会から学級として認められると正規教員が１人配置されると思いますが、どのような教員が配置されるのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　そこは一般的な教員の異動と同じですので、当該校に在籍している教員の中から校長と我々で相談をしながら、誰を「日本語学級」に配置するかを決めていくことになります。

○久保田委員　国語科の教員や英語科の教員が日本語指導を行っているとよく聞きますが、それと外国の方に日本語を教えるのは内容が大きく異なると思います。東京都教育委員会から「日本語学級」の担当者に対する研修や教材の提供等、何か配慮があるのでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　現時点でしっかりした教材があるかというと、ないと思います。教員の中には日本語を指導できる免許を持っている方がいらっしゃるので、東京都教育委員会にそういった方の配置を要望していきたいと思います。

○久保田委員　日本語の指導だけでなく、その子どもが「日本語学級」「あだち日本語学習ルーム」のいずれを利用するのが妥当なのかを評価、判定する必要がありますが、それには専門的な知識、知見が不可欠ですので、東京都教育委員会のサポートを求めていく必要があると思いました。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。大井委員。

○大井委員　では、２点お願いします。

　１つ目は、資料５８ページ「令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について」についてです。

　今回、登校サポーターの勤務時間上限を週２０時間に拡大していただき、また児童・生徒不在時も勤務時間として認めていただき、ありがとうございました。学校としてもありがたいと思いますし、登校サポーターの人材を確保する上でとても大きな要素になると思います。

　ただし、資料を読むと週２０時間を上限とする勤務を希望しない方が約６０％いるという実態があります。もちろん年齢的な事情や家庭的な事情によって勤務時間を増やせない方もいると思いますが、希望しない理由の１つとして、報告書等の書類手続がだんだん煩雑になってきているのではないでしょうか。今後はＳＳＲの業務内容の報告も必要になるのでしょうが、少しでも書類手続を簡略化していただけるとありがたいです。

○教育長　教育相談課長。

○教育相談課長　様々な様式があるため、取りまとめをしている副校長もご苦労されているというお話を伺っております。書類手続の負担を軽減できるよう、今年度できるところから簡略化を進めてまいります。

○大井委員　よろしくお願いします。

　もう一つは、資料６０ページ「区立小・中学校における災害共済給付の運用の変更について」についてです。

　申請から入金までの時間が大幅に短縮され、教員の負担軽減にも繋がりますので、とても良い変更だと思います。学校への周知にあたり、誤ってマル子医療証を使ってしまった場合の救済方法も併せて周知をいただけますようお願いいたします。

○教育長　学務課長。

○学務課長　今後は原則使用不可にはなりますが、誤って使用してしまう方も中にはいらっしゃいますので、そういった場合の対応方法については学校にきちんと説明をしてまいります。

○大井委員　ぜひよろしくお願いいたします。

○教育長　ほかはいかがでしょうか。

　土肥委員。

○土肥委員　資料６２ページ「校外施設指定管理者評価結果について」についての質問です。評価結果とは直接関係ありませんが、今年は熊がすごくたくさん出たという印象を受けます。来年度以降も同様の状況が予想される中で、戦場ヶ原の散策について担当課としてどのように考えているかをお聞かせください。

○教育長　学務課長。

○学務課長　昨年度はブナが凶作だったため、人里へ出てきて柿の実等を食べることがありましたが、今年度はブナが豊作なので、山にいる熊は山で過ごし

ていると聞いております。

もともと日光は熊の生息域になりますので、現地のコーディネーターと相談しながら、「最近はこの辺に出没しているのでこの道は通らないほうが良い」とか、例えばふんが落ちていたら、「この道を通るのはやめよう」と引き返すなど、そういった対応を取っております。学校がその状況に合わせた対応をできるように支援してまいります。

○教育長　よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。ないようでしたら、報告事項を終了いたします。その他、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして本年第１０回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後　３時４３分閉会

令 和 ８ 年 第 １ ０ 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日　　時　　令和８年１０月１３日　火曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第６７号議案	足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例の送付について……	２
日程第２	第６８号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……	５
日程第３	第６９号議案	足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……	２２
日程第４	第７０号議案	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……	２７
日程第５		教育長報告	

２　請 願

７受理番号１　足立区における小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置及びスモールステップルーム設置を求める請願

３　報 告 事 項

（１）「令和８年度水泳指導実施状況調査」報告について
《大平　教育指導課長》　４２
（２）区立中学校の部活動運営委託事業の開始及び部活動地域移行モデル事業の進捗状況について
《大平　教育指導課長》　４４
（３）いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針について
《大平　教育指導課長》　４６
（４）児童・生徒の性行不良による出席停止に関する規則改正及びマニュアルの策定について（案）
《大平　教育指導課長》　４９
（５）【追加】日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について
《大平　教育指導課長》　５６
（６）令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について
《芳賀　教育相談課長》　５８
（７）区立小・中学校における災害共済給付制度の運用の変更について
《松本　学務課長》　６０
（８）校外施設指定管理者評価結果について
《松本　学務課長》　６２
（９）足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について
《江連　地域文化課長》　７４

４　情 報 連 絡 事 項

（１）令和９年「二十歳の集い」の開催について　［青少年課］　８０
（２）事業実施報告・実施予定　［青少年課］　８２
（３）事業実施報告・実施予定　［生涯学習振興公社］　８３

第６７号議案

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１３日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例（令和７年足立区条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

３　前２項に定めるもののほか、教育委員会は、児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施について、調査委員会に諮問することができる。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会の所掌事項に児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施を追加する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第６７号議案説明資料

令和８年１０月１３日

件　　名	**足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例の送付について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　案件名** 足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例 **２　改正の理由** 文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(令和 7 年 12 月)に則った調査を行う体制を整える為、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会の所掌事項に、**児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施**を追加する必要があるため。 **３　主な改正内容（詳細は、Ｐ４新旧対照表のとおり）** 条例第３条に規定する委員会の所掌事項に、**児童生徒の自死案件があった際の背景調査に係る詳細調査の実施**に関する規定を、以下のとおり加える。 ３　前２項に定めるもののほか、教育委員会は、児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施について、調査委員会に諮問することができる。 **４　施行年月日** 公布の日から施行する。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例 令和７年12月18日条例第64号	○足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例 令和７年12月18日条例第64号
第１条・第２条　省略	第１条・第２条　改正前のとおり
（所掌事項） 第３条　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。 （１）　区立学校において法第28条第１項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態 （２）　区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態 ２　教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第１項各号に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。	（所掌事項） 第３条　調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。 （１）　区立学校において法第28条第１項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態 （２）　区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態 ２　教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第１項各号に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。 ３　前２項に定めるもののほか、教育委員会は、児童等の自殺があった場合の背景調査に係る詳細調査の実施について、調査委員会に諮問することができる。
第４条から第８条まで　省略	第４条から第８条まで　改正前のとおり
付　則　省略	付　則　改正前のとおり 付　則 この条例は、公布の日から施行する。

第６８号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１３日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年足立区条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「並びに付則第３条」を削り、同条第３項中「第１項第２号」を「第１項第１号」に改める。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１７条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健

康診断又は健康診査（母子保健法(昭和４０年法律第１４１号)第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２９条第３項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければなら

ない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条中「、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第３２条において準用する次号」と読み替えるものと」を削る。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４４条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行

うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるものと」を削る。

付則第３条中「１０年」を「１５年」に改める。

付則第８条中「（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「（第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第

３項若しくは第４項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

付　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第６８号議案説明資料

令和８年１０月１３日

件　　名	**足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　改正の理由** こども性暴力防止法の施行及び厚生労働省令の改正に伴い、以下の項目について条例の改正が必要であるため。 ①　小規模保育所及び保育ママの利用児童に対する性暴力等の防止に係る基準を定める。 ②　新たに理学療法士などの専門職を１人に限り保育士とみなすことを可能とする。 ③　受託児童の健康診断について代用規定を追加する。 **２　主な改正内容（詳細は、Ｐ１１～２１新旧対照表のとおり）** （１）こども性暴力防止法の規定追加（第１３条） 児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加 （２）みなし保育士の対象拡大（第２９条、第３１条、第４４条、第４７条） 以下①②のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を１人に限り、保育士とみなすことができる規定を追加 ①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 ②　障がい児の療育に関する知識及び経験を有し、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有する者 （３）健康診断に関する文言修正（第１７条） 受託児童健康診断について健康診査で代用できる規定を条文化し、表に整理 **３　施行年月日** 令和８年１２月２５日

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第54号 改正 平成28年６月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号 令和２年10月21日条例第59号 令和５年３月24日条例第13号 令和５年７月10日条例第56号 令和７年３月24日条例第22号 令和８年３月25日条例第26号	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第54号 改正 平成28年６月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号 令和元年10月23日条例第28号 令和２年10月21日条例第59号 令和５年３月24日条例第13号 令和５年７月10日条例第56号 令和７年３月24日条例第22号 令和８年３月25日条例第26号 令和８年12月18日条例第●号
足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。
足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次　略	目次　略
第１条～第５条　略	第１条～第５条　略
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに付則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供	第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで　　において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供

改　正　前	改　正　後
されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
（１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	（１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
（２）　必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。	（２）　必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
（３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	（３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２　区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	２　区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
（１）　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	（１）　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
（２）　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	（２）　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者	３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者

改　正　前	改　正　後
を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	を第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
４　区長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	４　区長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。
（１）　区長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	（１）　区長が、法第24条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
（２）　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。	（２）　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	５　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
（１）　子ども・子育て支援法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）	（１）　子ども・子育て支援法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
（２）　法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	（２）　法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第７条～第12条　略	第７条～第12条　略
（新設）	（児童対象性暴力等の防止）
第13条　削除	第13条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及

改　正　前	改　正　後
	び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第14条～第16条　略 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	第14条～第16条　略 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断　が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断　の結果を把握しなければならない。	２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 ／ 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
	乳幼児に対する健康診査 ／ 利用開始時の健康診断、定期の健

改　正　前	改　正　後
	康診断又は臨時の健康診断
3　第１項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第６項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	3　第１項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第６項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
4　家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	4　家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
第18条～第28条　略	第18条～第28条　略
（職員）	（職員）
第29条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。	第29条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。
（１）　乳児　おおむね３人につき１人	（１）　乳児　おおむね３人につき１人
（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人	（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人
（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人	（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人
（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人	（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
4　（新設）	4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに

改　正　前	改　正　後
	相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
５　（新設）	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第30条　略	第30条　略
（職員）	（職員）
第31条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。	第31条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。
２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち６割以上は保育士とする。	２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち６割以上は保育士とする。
（１）　乳児　おおむね３人につき１人	（１）　乳児　おおむね３人につき１人
（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人	（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人
（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規	（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規

改　正　前	改　正　後
定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人	定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人
（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人	（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　（新設）	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
５　（新設）	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（準用）	（準用）
第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模保育事業所Ｂ型」と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。	第32条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業Ｂ型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業Ｂ型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（Ｂ型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（Ｂ型）」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模保育事業所Ｂ型」と　する。
第４節　小規模保育事業Ｃ型	第４節　小規模保育事業Ｃ型
（設備の基準）	（設備の基準）
第33条・第34条　略	第33条・第34条　略

改　正　前	改　正　後
（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項　　の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第35条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（準用） 第36条～第43条　略	（準用） 第36条～第43条　略
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき２人を下回ることはできない。 （１）　乳児　おおむね３人につき１人 （２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人 （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第12項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 （４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人	２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき２人を下回ることはできない。 （１）　乳児　おおむね３人につき１人 （２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人 （３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第12項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人 （４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　（新設）	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
５　（新設）	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

改　正　前	改　正　後
	行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第45条・第46条　略	第45条・第46条　略
（小規模型事業所内保育事業所の職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	第47条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。
２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち６割以上は保育士とする。	２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とし、そのうち６割以上は保育士とする。
（１）　乳児　おおむね３人につき１人	（１）　乳児　おおむね３人につき１人
（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人	（２）　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人
（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第12項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人	（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第12項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき１人
（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人	（４）　満４歳以上の児童　おおむね25人につき１人
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　（新設）	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって

改　正　前	改　正　後
	は、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
5　（新設）	5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号並びに第33条第４号及び第５号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。	（準用） 第48条　第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第１項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第４号において同じ。）」と　する。
第49条・第50条　略	第49条・第50条　略
付則第１条・第２条　略	付則第１条・第２条　略
（連携施設に関する経過措置） 付則第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしない	（連携施設に関する経過措置） 付則第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしない

改　正　前	改　正　後
ことができる。 付則第４条～第７条　略 付則第８条　前条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、第29条第３項若しくは第44条第３項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。 以下　略	ことができる。 付則第４条～第７条　略 付則第８条　前条の規定を適用する時は、保育士（第29条第３項若しくは第４項若しくは第44条第３項若しくは第４項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前条の規定の適用がないものとした場合の第29条第２項又は第44条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。 以下　略 付　則（令和８年12月18日条例第●号） この条例は、令和８年12月25日から施行する。

第６９号議案

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１３日

提出者　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年足立区条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第６９号議案説明資料

令和８年１０月１３日

件　　名	**足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	**１　概要** こども性暴力防止法の施行に伴い、こども誰でも通園制度の利用児童に対する性暴力等の防止に係る基準を追加 **２　改正内容（第１３条の２）** 児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加する。 **３　新旧対照表** Ｐ２５～２６のとおり **４　施行年月日** 令和８年１２月２５日

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和７年10月21日条例第50号	○足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和７年10月21日条例第50号
足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次 第１章　総則（第１条―第19条） 第２章　乳児等通園支援事業 第１節　通則（第20条） 第２節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 第４章　事務の委任（第28条） 付則	目次 第１章　総則（第１条―第19条） 第２章　乳児等通園支援事業 第１節　通則（第20条） 第２節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 第４章　事務の委任（第28条） 付則
第１条～第１３条　省略	第１条～第１３条　現行のとおり
（新設）	（児童対象性暴力等の防止） 第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第１４条～第２８条　省略 付則　（省略）	第１４条～第２８条　現行のとおり 付則　（省略）

改正前	改正後
	付　則 この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

第７０号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１３日

提出者　　足立区教育委員会教育長　中村　明慶

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年足立区条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項に次の２号を加える。

（１１）　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（１２）　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　同法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

付則第２条中「足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和８年足立区条例第２０号）の施行の日から令和９年３月３１日までの間」を「当分の間」に、「修了したもの（令和９年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」を「修了したもの（修了することを予定している者を含む。）」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正に伴い、関連する条例の一部を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第７０号議案説明資料

令和８年１０月１３日

件　　名	**足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　概要** 児童福祉法の改正に伴い、放課後児童支援員の量の確保を進めるため、「放課後児童支援員の要件追加」及び「みなし支援員制度の経過措置の文言修正」を行う。 **２　改正内容** （１）放課後児童支援員の要件追加（第１０条第３項） ①　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ②　大学を卒業したもの等で１年以上児童福祉事業に従事した者 （２）みなし支援員制度の経過措置の文言修正（付則第２条） **３　新旧対照表** Ｐ３０～４１のとおり **４　施行年月日** 令和９年４月１日から施行する。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 改正 平成28年３月25日条例第35号 平成30年７月２日条例第37号 平成31年３月15日条例第３号 令和元年７月４日条例第２号 令和２年３月25日条例第７号 令和２年７月13日条例第46号 令和３年３月24日条例第９号 令和４年３月25日条例第５号 令和５年３月24日条例第７号 令和６年３月28日条例第13号 令和８年３月25日条例第20号 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。	○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 改正 平成28年３月25日条例第35号 平成30年７月２日条例第37号 平成31年３月15日条例第３号 令和元年７月４日条例第２号 令和２年３月25日条例第７号 令和２年７月13日条例第46号 令和３年３月24日条例第９号 令和４年３月25日条例第５号 令和５年３月24日条例第７号 令和６年３月28日条例第13号 令和８年３月25日条例第20号 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。
足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前	改正後
（１）　放課後児童健全育成事業　法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。	（１）　放課後児童健全育成事業　法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
（２）　児童　法第４条第１項に規定する児童をいう。	（２）　児童　法第４条第１項に規定する児童をいう。
（３）　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。	（３）　保護者　法第６条に規定する保護者をいう。
（最低基準の目的等）	（最低基準の目的等）
第３条　この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第３条　この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
２　区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	２　区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準と放課後児童健全育成事業者）	（最低基準と放課後児童健全育成事業者）
第４条　放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	第４条　放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
３　区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	３　区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
（放課後児童健全育成事業の一般原則）	（放課後児童健全育成事業の一般原則）
第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

改正前	改正後
2　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	2　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
3　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	3　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
4　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	4　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
5　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	5　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）	（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）
第６条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する防災マニュアルを備え、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	第６条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する防災マニュアルを備え、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならないものとし、少なくとも年２回以上実施するものとする。	2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならないものとし、少なくとも年２回以上実施するものとする。
（安全計画の策定等）	（安全計画の策定等）
第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

改正前	改正後
3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を運行する場合の所在の確認）	（自動車を運行する場合の所在の確認）
第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	第６条の３　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）	（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）
第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
（職員の知識及び技能の向上等）	（職員の知識及び技能の向上等）
第８条　放課後児童健全育成事業者の職員（以下「職員」という。）は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第８条　放課後児童健全育成事業者の職員（以下「職員」という。）は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（設備の基準）	（設備の基準）
第９条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、静養するための区画については、児童の安全、健康及び衛生面に配慮しつつ、各放課後児童健全育成事業所の実情に応じた対応とすることができる。	第９条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、静養するための区画については、児童の安全、健康及び衛生面に配慮しつつ、各放課後児童健全育成事業所の実情に応じた対応とすることができる。

改正前	改正後
2　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。	2　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
3　専用区画並びに第１項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	3　専用区画並びに第１項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
4　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	4　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
（職員）	（職員）
第10条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	第10条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
（１）　保育士の資格を有する者	（１）　保育士の資格を有する者
（２）　社会福祉士の資格を有する者	（２）　社会福祉士の資格を有する者
（３）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの	（３）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

改正前	改正後
（４） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者	（４） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者
（５） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	（５） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
（６） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者	（６） 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
（７） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	（７） 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（８） 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	（８） 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（９） 高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの	（９） 高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
(10) ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの	(10) ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
	(11) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
	(12) 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの
	ア 学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
	イ 同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

改正前	改正後
	ウ　同法の規定による大学院を卒業した者
	エ　外国の大学を卒業した者
4　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。この場合において、おおむね40人を超える場合は、集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行うものとする。	4　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。この場合において、おおむね40人を超える場合は、集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行うものとする。
5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の放課後児童健全育成事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の放課後児童健全育成事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（利用者を平等に取り扱う原則）	（利用者を平等に取り扱う原則）
第11条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	第11条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第12条　職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条　職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（業務継続計画の策定等）	（業務継続計画の策定等）
第12条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第12条の２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
3　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、	3　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、

改正前	改正後
必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第13条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第13条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
（運営規程）	（運営規程）
第14条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第14条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（１）　事業の目的及び運営の方針	（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　職員の職種、員数及び職務の内容	（２）　職員の職種、員数及び職務の内容
（３）　開所している日及び時間	（３）　開所している日及び時間
（４）　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	（４）　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
（５）　利用定員	（５）　利用定員
（６）　通常の事業の実施地域	（６）　通常の事業の実施地域
（７）　事業の利用に当たっての留意事項	（７）　事業の利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法	（８）　緊急時等における対応方法
（９）　非常災害対策	（９）　非常災害対策
(10)　虐待の防止のための措置に関する事項	(10)　虐待の防止のための措置に関する事項
(11)　その他事業の運営に関する重要事項	(11)　その他事業の運営に関する重要事項
（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）	（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

改正前	改正後
第15条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	第15条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
（秘密保持等）	（秘密保持等）
第16条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第16条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
（苦情への対応）	（苦情への対応）
第17条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第17条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
３　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	３　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
（開所時間及び日数）	（開所時間及び日数）
第18条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	第18条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。
（１）　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間	（１）　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間
（２）　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間	（２）　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間

改正前	改正後
２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、１年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、１年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。
（保護者との連絡）	（保護者との連絡）
第19条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	第19条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
（関係機関との連携）	（関係機関との連携）
第20条　放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	第20条　放課後児童健全育成事業者は、区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
（事故発生時の対応）	（事故発生時の対応）
第21条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	第21条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、区、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（事務の委任）	（事務の委任）
第22条　区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。	第22条　区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。
付　則	付　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。	第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。
（職員に関する経過措置）	（職員に関する経過措置）
第２条　足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め	第２条　当分の間、第10条第３項の規定の適用については、同項中「修了し

改正前	改正後
る条例の一部を改正する条例（令和８年足立区条例第20号）の施行の日から令和９年３月31日までの間、第10条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和９年３月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	たもの」とあるのは、「修了したもの（修了することを予定している者を含む。）」とする。
付　則（平成28年３月25日条例第35号）	付　則（平成28年３月25日条例第35号）
この条例は、平成28年４月１日から施行する。	この条例は、平成28年４月１日から施行する。
付　則（平成30年７月２日条例第37号）	付　則（平成30年７月２日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用する。	この条例は、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用する。
付　則（平成31年３月15日条例第３号）	付　則（平成31年３月15日条例第３号）
この条例は、平成31年４月１日から施行する。	この条例は、平成31年４月１日から施行する。
付　則（令和元年７月４日条例第２号）	付　則（令和元年７月４日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年４月１日から適用する。	この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年４月１日から適用する。
付　則（令和２年３月25日条例第７号）	付　則（令和２年３月25日条例第７号）
この条例は、令和２年４月１日から施行する。	この条例は、令和２年４月１日から施行する。
付　則（令和２年７月13日条例第46号）	付　則（令和２年７月13日条例第46号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、令和２年４月１日から適用する。	この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、令和２年４月１日から適用する。
付　則（令和３年３月24日条例第９号）	付　則（令和３年３月24日条例第９号）
この条例は、令和３年４月１日から施行する。	この条例は、令和３年４月１日から施行する。
付　則（令和４年３月25日条例第５号）	付　則（令和４年３月25日条例第５号）
この条例は、令和４年４月１日から施行する。	この条例は、令和４年４月１日から施行する。
付　則（令和５年３月24日条例第７号）	付　則（令和５年３月24日条例第７号）
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。	第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）	（安全計画の策定等に係る経過措置）

改正前	改正後
第２条　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、改正後の第６条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。 付　則（令和６年３月28日条例第13号） （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。 付　則（令和８年３月25日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。	第２条　この条例の施行の日から令和６年３月31日までの間、改正後の第６条の２の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。 付　則（令和６年３月28日条例第13号） （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。 付　則（令和８年３月25日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則 この条例は、令和９年４月１日から施行する

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**「令和８年度水泳指導実施状況調査」報告について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	熱中症予防等により水泳指導を中止する日が生じている状況を踏まえ、各校が教育課程上予定した水泳指導時数に対する、実施状況調査結果について報告する。

１　今年度からの取組

令和８年度から、学校施設管理課・学務課と連携し、５月から水泳指導を開始できる体制を整えたが、今年度は５月以降の気温が低い日が多く、実施時数を十分に確保するまでには至らなかった。

２　調査概要

（１）調査期間　令和８年８月２８日（金）～９月７日（月）

（２）対象　　小学校６７校、中学校３５校

【水泳指導の授業時数】

※　水泳指導の授業時数について具体的な規定はないが、学習指導要領に示されている年間標準授業時数を各内容（体つくり運動・器械運動・陸上運動・水泳運動・ボール運動・表現運動・保健等）に配分すると、水泳運動は小中学校共におおむね８～１０時間程度となる。これを踏まえ、最終的には校長が指導時数を決定する。

なお、令和８年度の平均予定時数は、小学校９．９時間、中学校８．６時間である。

３　水泳指導の実施時数

校種	達成（予定時数以上）	概ね達成（差１～２時間）	予定時数との差が大きい学校（差３時間以上）※１	実施率※２	平均実施時数
小学校	５１校	１４校	２校	９７．３％	９．６２時間
中学校	１７校	１７校	１校	９２．８％	８．０１時間

※１　未達成は、A 小学校（第５・６学年）、B 小学校（第３・４学年）、C 中学校（第２学年）の計３校である。

※２　実施率＝$\frac{\text{実施時数}}{\text{予定時数}}$

	４　未達成校（３校）の状況 予定時数との差が大きい学校の主な理由は、以下のとおり。 （１）Ａ小学校は、６月末にノロウイルスの集団感染が発生した。集団感染発生後、感染拡大防止の観点から、プールの水を入れ替える対応を行ったため、その期間は水泳指導を実施することができなかった。 （２）Ｂ小学校は、実施予定日の天候が水泳指導に適さなかった（気温が低いため)。この理由で水泳指導を実施できなかった学校は他にもあったが、振替等によって時数を確保できていた。Ｂ小学校は、他学年も実施時数に余裕がなく、時間割を入れ替える等の方法で、実施時数を確保することが難しかった。 （３）Ｃ中学校は、職場体験の実施期間中は水泳指導を行えなかった。また、運動会前や定期考査前にはそのための教育活動を優先したため、水泳指導を行えなかった。 このようなあらかじめ予定されていた学校行事等の影響を十分に見込んだ計画になっていなかった。 **５　教育指導課からの指導** （１）学校行事等による実施機会の減少をあらかじめ見込んだ上で、十分な指導期間を設定するとともに、今年度確保できなかった指導時数については、次年度の指導の中で補う工夫をするよう３校に指導した。 （２）令和９年度も、学校施設管理課、学務課と連携し、５月から水泳指導が開始できる体制をとる。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**区立中学校の部活動運営委託事業の開始及び部活動地域移行モデル事業の進捗状況について**
所管部課名	教育指導部教育指導課

内　　容

標記について、区立中学校の部活動運営委託事業（以下「部活動運営委託事業」という。）及び部活動地域移行モデル事業（以下「地域移行モデル事業」という。）の状況を報告する。

１　部活動運営委託事業の開始状況

（１）事業目的

外部指導者による部活動の指導及び管理体制整備により、生徒にとって望ましい部活動の活動機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図り、部活動の持続可能な運営体制を構築する。

（２）指導開始までの進捗

令和８年５月	公募型プロポーザル方式による契約事業者決定
令和８年６月 ７月	ア　事業者との契約 イ　事業者による指導者の決定 ウ　事業者による学校へのヒアリング、指導方針の決定
令和８年８月	学校による事業者への情報共有、指導の引き継ぎ

（３）委託対象部活動（１０校３０部活動）の指導開始日

学校名	部活名	開始日	学校名	部活名	開始日
第一中	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日	第十三中	野球	８月２４日
	陸上	８月２４日		陸上	８月２４日
	卓球	８月２４日		吹奏楽	８月２７日
千寿桜堤中	男子ﾊﾞﾚｰ	８月２５日	江南中	男子ﾃﾆｽ	８月２７日
	男子ﾃﾆｽ	９月中旬		女子ﾃﾆｽ	９月中旬
	女子ﾃﾆｽ	８月２４日		吹奏楽	８月２６日
第四中	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	９月中旬	花畑中	バスケ	８月２４日
	軟式ﾃﾆｽ			テニス	８月２４日
	硬式ﾃﾆｽ			陸上	８月２４日
第七中	女子ﾊﾞﾚｰ	８月２８日	入谷南中	女子ﾊﾞｽｹ	８月２７日
	男子ﾊﾞｽｹ	８月１８日		ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日
	男子ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日		吹奏楽	９月中旬
第十一中	男子ﾊﾞｽｹ	９月中旬	六月中	女子ﾊﾞﾚｰ	９月中旬
	男子ﾊﾞﾚｰ			サッカー	８月２４日
	演劇			テニス	８月２１日

２　地域移行モデル事業の進捗状況（新田中サッカー部）

（１）事業目的

令和７年度から２年間のモデル事業として、新田中サッカー部の運営をプロチームに委託し、生徒の学校生活充実、教員の負担軽減を図る。

（２）進捗状況

令和７年４月から、クラブチームで監督経歴のあるメインコーチとプロ選手による指導を実施し、日程調整や生徒・保護者連絡など部活動運営に伴う業務全般を委託している。

（３）アンケート調査結果（全３回）

（肯定的回答割合）

		令和７年８月	令和８年２月	令和８年８月
生徒	A　指導者は話やすく、相談しやすい	65.4%	45.5%	62.5%
	B　指導が専門的で力がつく	65.4%	54.5%	43.8%
	C　今後も指導を受けたい	73.1%	63.6%	50.0%
保護者	D　外部指導者が関わることにより技術的な指導力が向上した	88.0%	95.0%	80.0%
	E　指導者の生徒理解や対応方法	80.0%	85.0%	86.7%
顧問教員	F　業務負担が明らかに軽減された	0%	50%	100%
	G　業務負担が少し軽減された	100%	50%	0%

（４）アンケート調査結果の推察

ア　本事業は全般的に好意的に受け止められている。

イ　指導の専門性について、肯定的回答割合が低下しているが、対外試合で低調となっていることが一つの要因と推測される。

（５）その他具体的な意見

ア　公費を用いたプロチームの指導となると、上位大会出場など、高い目標を求めてしまう。

イ　顧問教員に指導してほしい。

ウ　部活動の地域移行という変化に併せて、保護者も変わらなければならないと感じた。

（６）今年度の検証課題

生徒による指導の専門性へのアンケート回答に鑑み、「生徒と指導者及び学校の連携」と定め、より良い関係性の構築に取り組んでいる。

３　今後の方針

地域移行モデル事業は検証最終年度に該当することから、教員の負担軽減を図り、生徒にとって望ましい部活動の持続可能な運営体制を構築出来ているか検証結果を明らかにした上で令和９年度の方針を、年内目途に決定する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	いじめ重大事態等の調査報告書を、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則って公表するための判断基準や公表方法等を定めるため、公表方針を策定したので報告する。 **１　策定した方針（Ｐ４７～４８参照）** 足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について【方針】 **２　公表方針の概要** （１）公表方針策定の目的等 ア　いじめ重大事態が発生した際は、学校主体の調査、または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会による調査を実施し、調査報告書を作成する。 イ　調査報告書の公表について、個人情報保護法や情報公開条例等に基づく対応を行った上で特段の支障がなければ公表する。 ウ　調査報告書を公表するにあたり、判断基準や公表方法等を定めることを目的として、本方針を策定する。 （２）公表方法について ア　調査報告書は、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の記載事項を総合的に勘案した上で、原則として公表する。 イ　公表は、区ＨＰにて行う。 ウ　公表期間は、原則として６か月を経過する日までとする。 （３）公表内容について 以下の①から⑥までの内容を公表する。なお、対象児童・生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示し、意見聴取をした上で公表する内容の詳細を決定する。 ①　事案の概要 ②　調査組織 ③　調査期間 ④　調査結果の概要 ⑤　調査組織からの提言 ⑥　教育委員会としての今後の対応

足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について【方針】

令和８年９月３０日
足立区教育委員会

１　公表方針策定における目的

いじめ防止対策推進法第２８条１項に定めるいじめ重大事態が発生した際、同項及び足立区いじめ防止基本方針第３に基づき、学校主体の調査、または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会が主体となる調査を実施し、調査報告書を作成する。

この調査報告書の公表について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版、以下「ガイドライン」という。）第９章第３節（２）には、調査報告書を「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」との記載がある。

かかるガイドラインを踏まえ、足立区教育委員会において、学校または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会により作成された調査報告書を公表するにあたっての判断基準や公表方法等を定めることを目的として本方針を策定することとする。

２　公表方法等について

（１）調査報告書の公表

ガイドラインの記載の事項を総合的に勘案したうえで、原則として公表する。

公表の可否等の判断にあたっては個人情報保護法及び足立区情報公開条例等の規定に照らして判断することに加えて、ガイドラインの記載に鑑み、対象となる児童生徒または保護者の意向により調査報告書を公表しない場合もある。公表にあたっては、対象児童生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示して意見聴取するものとする。いじめを行った児童生徒・保護者に対しても事前に公表資料案の説明を行う。

（２）公表時期

調査が終了し、対象となる児童生徒、保護者が公表に同意し、同人らへの意見聴取、いじめを行った児童生徒・保護者への説明を終了後、速やかに公表する。

（３）公表方法

迅速かつ広く足立区民に周知することを目的とするため、足立区のホームページ内で公表する。

（４）公表期間

公表期間については、原則として公表開始から６か月を経過する日までとする。

ただし、以下の場合は、公表期間内であっても足立区教育委員会の判断で公表を中止できるものとする。

ア　対象児童生徒又は保護者から公表中止の申し出があった場合

イ　公表を継続することが困難であると判断する事情が発生した場合

３　公表内容について

ガイドラインの記載の事項を総合的に勘案したうえで、公表する内容については、原則以下のとおりとするが、個人情報保護法及び足立区情報公開条例等の規定に照らし、調査報告書の公表版を作成する等の適切な処理を行うものとする。

ア　事案の概要
イ　調査組織
ウ　調査期間
エ　調査の結果
オ　調査組織からの提言
カ　教育委員会として今後の対応策

また調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係について、ガイドライン第１０章第３節には、「公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。」との記載がある。

足立区教育委員会として、この点、上記２記載のとおり対象児童生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示して意見聴取をした上で公表する内容の詳細を決定する。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**児童・生徒の性行不良による出席停止に関する規則改正及びマニュアルの策定について（案）**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	児童・生徒の性行不良による出席停止を命じる場合の手続きに関する規定を整備する必要があるため、「足立区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）を改正するとともに、出席停止制度の適正な運用を図るため、出席停止に関する手続きマニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定する。 【参考】出席停止の根拠規定 学校教育法（抜すい） 第三十五条　市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。 一　他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 二　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 三　施設又は設備を損壊する行為 四　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 ２　市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 ３　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。 ４　市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 第四十九条　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。 **１　規則の改正について** （１）改正内容（詳細は、Ｐ５２～５４新旧対照表参照） 出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し、必要な事項を定める。 （２）改正の根拠 文部科学省「出席停止制度の運用の在り方について」（平成１３年１１月６日　初等中等教育局長通知。Ｐ５５参照）を参考とした。

２　マニュアルの策定について（別添資料１参照）

（１）出席停止に係る事務手続きの流れ

ア　出席停止までに学校が行う処理

イ　出席停止までに区教委が行う処理

ウ　出席停止決定後に学校が行う処理

エ　出席停止決定後に区教委が行う処理

※　手続のフロー図は、次頁のとおり。

（２）関係様式

ア　出席停止に関する意見具申書

校長が作成し、教育委員会へ提出

イ　個別の指導計画案（例）

出席停止期間の指導内容、指導方法、学習計画について記載

ウ　意見聴取に係る通知書

教育委員会が作成し、当該児童・生徒保護者へ通知

エ　出席停止決定通知書

教育長が決定

オ　出席停止期間変更に関する意見具申書（解除する場合のみ）

校長が作成し、教育委員会へ提出

カ　出席停止期間変更通知書

教育長が決定

（３）出席停止に係る手続等のフロー

学校と教育委員会の対応をフローで明示

（４）指導要録及び出席簿の記載の参考例

（５）チェックリスト

性行不良による出席停止についての理解を図り、組織的な対応を行うことを明示。性行不良の未然防止に努めることが目的。

３　今後の予定（案）

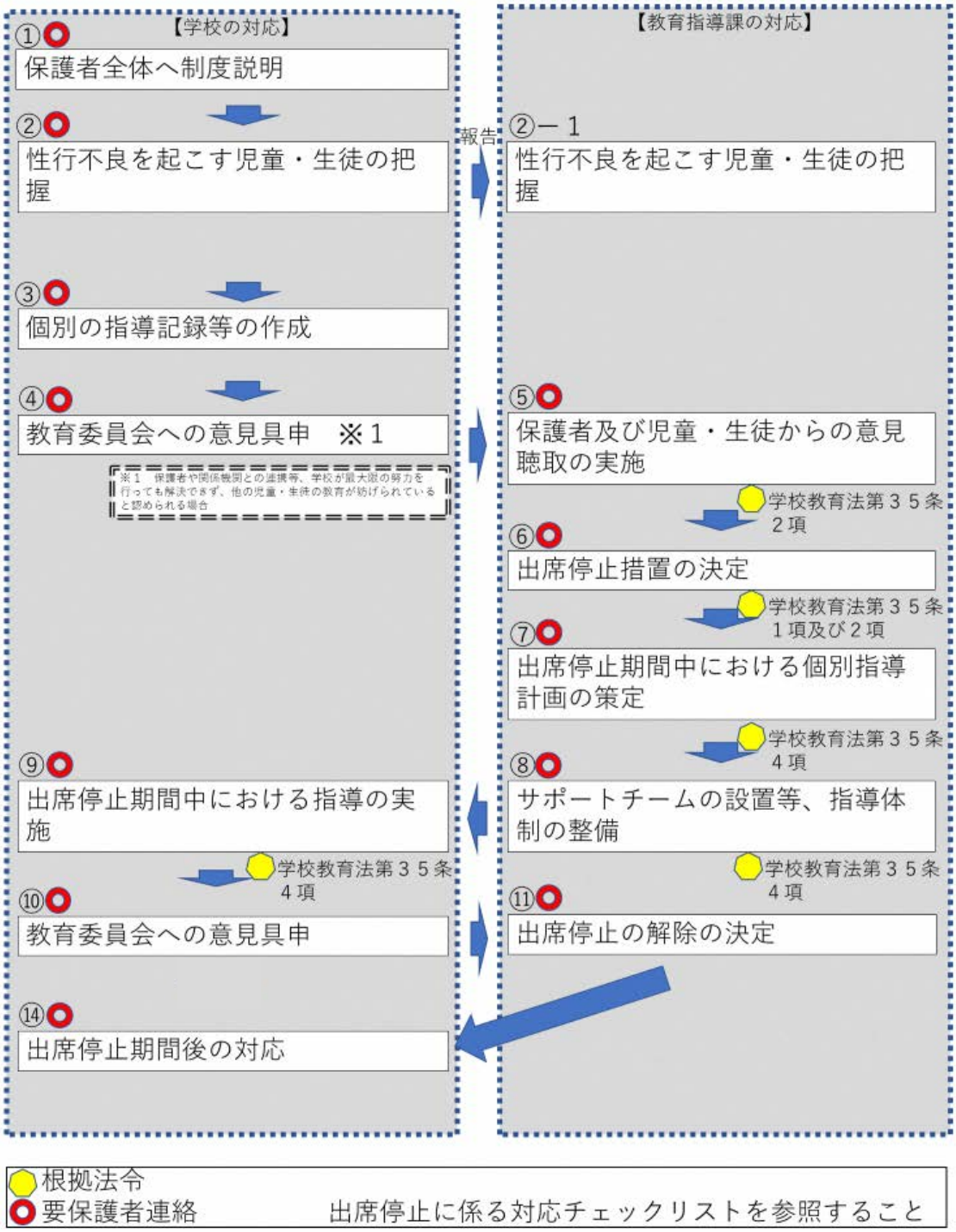
令和８年１１月　教育委員会に規則改正議案の提出・マニュアル策定の報告

１２月　議会報告（規則改正・マニュアル策定）

令和９年　１月　改正規則の施行、制度の運用開始

出席停止に係る対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課



根拠法令
要保護者連絡　　出席停止に係る対応チェックリストを参照すること

改正前	改正後
○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年９月27日教育委員会規則第10号	○足立区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年９月27日教育委員会規則第10号
第１条から第25条まで　省略	第１条から第25条まで　改正前のとおり
（出席停止） 第25条の２　教育委員会は、次に掲げる行為の１又は２以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。 （１）　他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 （２）　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 （３）　施設又は設備を損壊する行為 （４）　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 ２　前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を明記した文書を交付する。 ３　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。	（出席停止） 第25条の２　校長は、児童又は生徒が法第３５条第１項各号（法第４９条において準用する場合を含む。）に掲げる行為の１又は２以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると判断したときは、次に掲げる書類を添付した出席停止に関する意見具申書により、委員会に当該児童又は生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について具申するものとする。 （１）　当該児童又は生徒に係る指導記録 （２）　当該児童又は生徒に係る個別指導計画案
（新設）	（意見聴取） 第25条の３　委員会は、法第３５条第２項（法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ前条に規定する児童又は生徒の保護者からの意見を聴取しなければならない。 ２　委員会は、前項の規定により保護者から意見を聴取する場合、当該児童又は生徒からの意見も聴取するように努めるものとする。 ３　委員会は、前２項の規定により意見を聴取する場合、あらかじめ意見聴取に係る通知書により保護者に対し、その旨を通知するものとする。

改正前	改正後
（新設）	（出席停止の命令） 第25条の４　委員会は、法第３５条第１項（法第４９条において準用する場合を含む。）の規定により出席停止を命ずるに当たっては、第25条の２の規定による具申、前条の規定による意見聴取の内容等を十分に参酌するものとする。 ２　法第３５条第２項（法第４９条において準用する場合を含む。）に規定する理由及び期間を記載した文書とは、出席停止決定通知書とする。 ３　出席停止の期間（以下「出席停止期間」という。）は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とし、２週間を上限とする。
（新設）	（生活態度等の報告） 第25条の５　校長は、委員会に、出席停止期間中における出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等を随時報告するものとする。
（新設）	（出席停止期間の変更の具申） 第25条の６　校長は、出席停止期間の変更が相当と認められる場合は、出席停止に係る児童又は生徒の個別指導計画案を添付した出席停止期間変更に関する意見具申書（以下この条において「期間変更具申書」という。）により、委員会にその旨を具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ当該児童又は生徒の保護者に、期間変更具申書を提出する旨を通知するものとする。
（新設）	（出席停止期間の変更の決定等） 第25条の７　委員会は、前条の規定による校長の具申により、出席停止期間中において、出席停止に係る児童若しくは生徒の生活態度等に改善が見られ、他の児童若しくは生徒への教育の妨げとならないと判断するとき、又は出席停止に係る児童若しくは生徒の生活態度等に改善が見られず、他の児童若しくは生徒への教育の妨げとなると判断するときは、当該出席停止期間を変更することができる。

改正前	改正後
	2　委員会は、前項の規定による変更の決定をするときは、前条の規定による具申の内容等を十分に参酌するものとする。 3　第２５条の３及び第２５条の４第３項の規定は、出席停止期間の変更（出席停止期間の延長に限る。）について準用する。
（新設）	（出席停止期間の変更の通知等） 第25条の８　委員会は、前条の規定により変更の決定をしたときは、保護者に対し、出席停止期間変更通知書を交付する。
（新設）	（出席停止手続に係る様式等の委任） 第25条の９　第25条の２、第25条の３第３項、第25条の４第２項、第25条の６及び前条に規定する出席停止の手続に係る様式は、別に定める。
（新設）	第25条の10　前８条に規定するもののほか、出席停止の命令の手続及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。
第26条から第31条まで　省略	第26条から第31条まで　現行のとおり 付　則（令和８年●月●日教委規則第●号） この規則は、令和９年●月●日から施行する。

出席停止制度の運用の在り方について（通知）

平１３．１１．６　１３文科初７２５号

各都道府県教育委員会教育長あて

文部科学省初等中等教育局長通知

（中略）

６　教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第３項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成１４年１月１１日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手続に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

（１）規定する事項

手続に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記１（２）のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手続に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

1　保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
2　当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
3　被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
4　出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
5　交付文書の記載内容や様式を定める規定
6　校長からの意見具申に関する規定
7　その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

（２）その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる

教　育　委　員　会　報　告

令８年１０月１３日

件　　名	**【追加】日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	日本語学級設置に係る都教委との協議状況と、入学予定者等への学級設置の周知案等について報告する。

１　設置予定校、学級数等

地区	設置予定校	学級数、受入可能人数	日本語指導を要する児童生徒数 ８年度　(7 年度)
竹の塚地区	竹の塚小学校	２学級４０人	２１（３３）
	第十四中学校※	１学級２０人	１４（１６）
新田地区	新田小学校	２学級４０人	２２（２３）
	新田中学校	１学級２０人又は２学級４０人	９（１８）

※　第十四中学校は、転用可能な教室数の関係で、１学級とせざるを得ない状況である。

（１）学級規模

１学級の最大人数は２０名。

（２）利用者

設置校に在籍する児童生徒の他、近隣校からの通級利用も可能（小学生は、設置校の児童以外は保護者の送迎を必須とする）。

２　都教委との新設協議の状況

令和８年９月１６日に東京都教育委員会義務教育課から「正式な通知は令和９年初頭になるが、設置前提で作業を進めて良い」との回答を得た。

３　令和９年度小・中学校入学予定者等への周知

（１）小学校入学予定者

ア　令和８年１０月末に、区ホームページで周知する。

イ　設置校とその近隣校には、令和８年１０月から１１月に実施する就学時健康診断の際に、日本語指導が必要な児童の保護者に周知するよう依頼する。周知用に中国語、英語のチラシを作成する。

	（２）中学校入学予定者 Ｈ＆Ｓで現小学６年生と保護者向けに周知する。 （３）経常学年（現小学１～５年、中学１・２年生） 小学校・中学校とも、経常学年で日本語指導が必要な方とその保護者には、入学予定者と同時期に、学校経由で周知していく。 **４　今後の方針** 日本語学級は集住地域対策でもあるため、他地域の児童・生徒は、令和９年度以降も現行制度（小学生は在籍校への日本語適応指導講師の派遣、中学生は「あだち日本語学習ルーム」への通級）での指導を原則とする。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について**
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課

内　　容

小学校の別室・ＳＳＲの開設時間が制限されている状況を改善するため、登校支援と別室・ＳＳＲ支援に従事する「登校サポーター」の勤務時間と業務内容の拡充を行う。

１　登校サポーター（小学校）の現状と課題

（１）登校サポーター（全体）の登録者数（令和８年８月末現在）

登録者数１８１人（配置１５０人、未配置３１人）

２　登校サポーター（小学校）の配置時間と勤務条件における課題と対応策

	課題	対応策【R8.12～】
①開設状況と勤務時間	別室・ＳＳＲを**「週２０時間（５日・１日あたり４時間）」**開設している学校が多い一方、勤務時間が上限週１５時間と制限がある。そのため、開設時間を制限せざるを得ないことがある。	登校サポーターの勤務時間の**上限を週１５時間から週２０時間に拡大**し、別室・ＳＳＲの開設時間中の登校サポーターの常駐を可能にする。
②勤務条件	登校サポーターからも勤務拡大を求める声があった一方、一部では税制上の扶養範囲内で勤務したいとの意見があった。	税制上の扶養範囲内での勤務希望にも配慮し、週１５時間から週２０時間を勤務時間の上限とする。
③業務内容	欠席や早退などで別室を利用する児童・生徒がいない場合、勤務終了となる。	別室・ＳＳＲの環境・教材準備・記録記入等を業務と位置づけ、**児童・生徒が不在時も勤務可能とする。**

３　開始時期：令和８年１２月１日

４　登校サポーターへの勤務形態検討調査結果（８月実施）

（１）内容「今年度（令和８年度）の勤務形態の拡大について」

（２）対象者：登校サポーター登録者１８１名（８月１日付任用含む）

（３）回答数：１３９名（回答率７７％）

（４）週２０時間を上限とする勤務を希望する人数：<u>５６名（約４０％）</u>

→週２０時間勤務へ拡大することで、既存の登校サポーターを最低５６名の配置校（内、小学校勤務２４校【A】）で開設対応時間を増やすことができる。

５　２４校【A】の登校サポーターの勤務時間拡充による開設時間拡大校数の見込み（シミュレーション）

	令和８年８月末現在	令和８年１２月以降
勤務時間	週１５時間	週２０時間
小学校 開設状況 (別室・SSR)	① 別室開設 52 校 ② ①のうち開設時間が不足していると回答した学校 25 校(48%)【B】	**① 別室・SSR 開設 60 校** **② 【B】のうち、【A】により開設時間の拡充が見込まれる学校 24 校（96%）** ↓ 残り１校については、11 月以降の公募の中から追加配置する。

６　今後の方針

勤務時間の上限及び業務内容の拡充した効果を検証し、さらなる勤務時間の上限拡大も視野にいれていく。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**区立小・中学校における災害共済給付制度の運用の変更について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	学校管理下でのケガ等に対し、医療費や障害見舞金等の支給を行う「災害共済給付制度」について、令和９年４月より、区立小・中学校においても保育園等と同様の対応としたく報告する。

１　変更内容

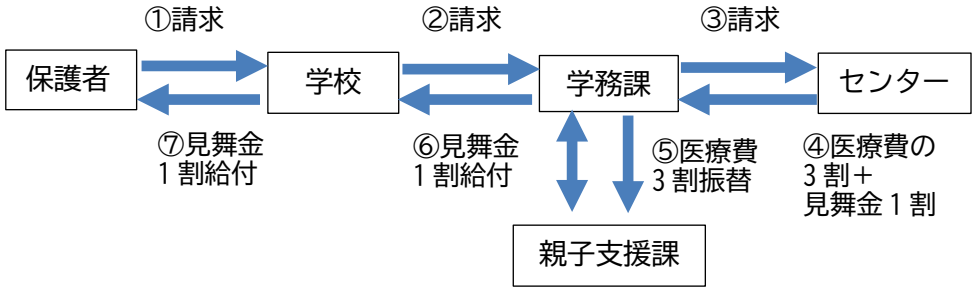
（１）主な変更内容

	変更前	変更後
マル子医療証との併用	併用可	併用不可 ※　マル乳マル青と同様。
給付金支払方法	センター→学務課（親子支援課に保険点数の確認後）→学校口座→保護者口座	センターから保護者口座へ直接振込が可能となる。 ※　ｼｽﾃﾑ改修による。

（２）請求と給付の流れのイメージ

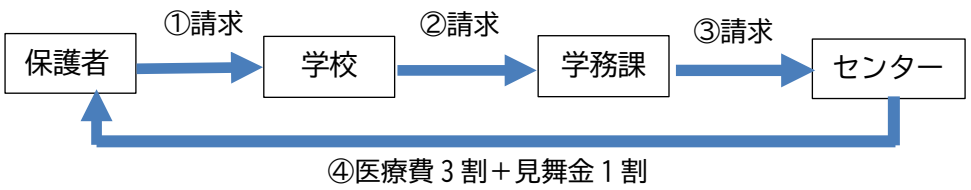
【変更前】

センターからの給付金が学務課と学校を通じて保護者に支給されるため、給付に時間がかかる。



【変更後】

直接、保護者口座に振込するため、スピーディに給付可能（今まで２～３ヶ月かかっていたが、１ヶ月程度で振込可能となる見込み）



２　現状

受診の際に自己負担金が生じないことを主眼とし、「災害共済給付制度」と「マル子医療証」の併用を行っていたが、事務が煩雑であり、請求から給付までの時間がかかっている。

３　変更によるメリットとデメリット

メリット	デメリット
①　申請から入金までの時間が大幅に短縮される（１～２か月程度）。 ②　教員の負担軽減につながる。(校長口座が廃止されるため) ③　運用が簡略化されることで、ミス防止につながる。	①　受診時に自己負担が生じるが、約１ヶ月後に、自己負担分＋見舞金（医療費の１割）が支給される。

４　変更日

令和９年４月１日

※　学校や保護者、医療機関等への十分な周知期間をとるため。

５　今後のスケジュール（案）

１０月　　足立区医師会・歯科医師会・薬剤師会に報告
１０月　　教育委員会に報告
１１月　　文教委員会に報告
１１月　　校長会に報告
１２月～１月　区内の医療機関･薬局に案内チラシの送付
１２月～１月　保護者あて通知を学校に送付

教 育 委 員 会 報 告

令和８年１０月１３日

件　　名	**校外施設指定管理者評価結果について**
所管部課名	学校運営部学務課

内　　容

日光林間学園の令和７年度業務について、足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。

１　主な業務内容

区立小学校６年生の自然教室及び一般利用宿泊施設

２　指定管理者・指定管理期間

施設名	指定管理者	指定管理期間
日光林間学園	株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ(注) 代表取締役　杉浦　卓	令和５年度 ～令和９年度

(注)旧 東京ケータリング株式会社（令和７年９月１日　グループ内組織再編による吸収分割により変更）

３　指定管理料（令和７年度）

①　非精算	65,225,678 円（税込）
②　要精算(修繕費･光熱水費･自然教室運営費)	19,430,462 円（税込）
合計（①＋②）	84,656,140 円（税込）

４　評価対象期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日

５　評価委員会開催日

令和８年８月５日

６　評価委員会委員構成（計６名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	髙井　正 【委員長】	草加市社会教育委員会議議長
	本田　一也	中小企業診断士
区　民	坪井　唯至	北三谷小学校ＰＴＡ会長
	荒牧　やよい	大学生
学校長	北川　みどり	保木間小学校校長
区職員	久保田　夏恵	子ども家庭部学童保育課長

７　評価方法

評価委員会への提出書類の確認及び所管課の実態調査により実施した。

＜主な提出資料＞

1	業務評価シート	8	個人情報取り扱いマニュアル
2	労働条件審査主要チェックシート	9	会社全体の決算報告書
3	前回の評価結果の反映状況	10	鍵貸出管理簿
4	令和７年度実施報告書	11	金銭出納簿
5	消防計画	12	備品修繕記録簿
6	施設巡回簿	13	運営事業計画書
7	災害用備蓄一覧	14	お客様アンケート集計表

８　評価結果

１４６点／２００点　得点率７３％　総合評価 Ｂ⁺（前回Ｂ⁺）

（評価項目等は、Ｐ６４～７３「足立区立校外施設指定管理者評価委員会　業務評価シート」参照）

９　委員会での主な意見と対応等

（１）アンケートの満足度が非常に高く、利用者に対し丁寧な対応がされている。

（２）会社が大きくなったことで、より適切で安全な運営につながっている。

今後は大きな組織となった強みを施設のＰＲや人材確保、研修の部分に活かし、よりよい施設運営を進めてほしい。

【対応策】本部で行っている人材確保のツールや紹介お祝い金等の制度を有効に利用し、安定的な人材確保につなげる。また、一般利用者へのＰＲについても、新しい組織の強みを活かし、ＳＮＳ等積極的に活用し、集客力の向上を図っていく。

10　今後の方針

文教委員会に報告後、１１月下旬に区ＨＰにて公表する。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会　業務評価シート

所管課名	学務課
評価対象年度	令和7年度事業実施分
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
評価委員会開催日	令和8年8月5日

施設概要

施設名称	足立区立日光林間学園	**施設分類**	校外施設
所在地	栃木県日光市所野1543-2		
設置目的	施設設置条例の規定等を記入してください。 足立区立学校児童、生徒の健康の増進、学習活動の充実及び健全な集団生活の体得を図り、併せて区民の社会教育活動及び健康増進に寄与するため		
利用料金制	導入している・導入していない		
指定管理者	名称　　株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ（旧　東京ケータリング株式会社　R7.9.1変更）		
	所在地　愛知県名古屋市中区千代田5丁目7番5号		
指定管理業務の内容	・足立区立小・中学校自然教室事業及びその他宿泊学習事業 ・一般解放業務（区内在住・在勤・在学者を対象とする一般利用） ・施設の管理運営及び維持管理業務 ・施設の備品及び物品の管理業務		
指定期間	令和５年４月１日　～　令和１０年３月３１日		

評価項目及び評価のポイント

【評価点】

5点：要求水準を全て上回っている
4点：要求水準を全て満たしていて、かつ水準を上回っている取り組みがある
3点：要求水準を全て満たしている(水準クリア)
2点：要求水準を満たしておらず努力・工夫の余地がある、または、軽易な課題がある
1点：要求水準を著しく下回っている、または、重大な課題がある
※　区が要求する水準を全て満たした場合（＝水準どおり）の評価点は「３」である。
※　要求水準を満たした上で、指定管理者努力により優れた取り組みを行ったと評価される場合、その内容に応じて加点する。
※　特に重要な項目には評価点に傾斜をつけることとするが、その場合「確認項目レベル」で設定する。

【共通項目】

大項目	中項目	確認項目	評価点			
管理状況			小計（満点25点）			
	適切な管理の履行 協定書等に沿って適正かつ確実に管理を遂行しているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			17	16	17	
		環境美化・衛生管理 ◆計画に則り施設内外の清掃・美化及び衛生管理が徹底されていたか	3	3	3.2	
		施設の修繕 ◆施設の機能維持に必要な修繕が適切に実施されているか	4	3	3.3	
		人員配置 ◆施設の管理運営にあたる人員（人数・有資格者等）の配置は適正か	3	3	3.2	
		人材育成の取り組み（専門性の向上、接遇向上） ◆職員の資質・能力向上を図る取り組みがなされたか（専門性向上など）	4	3	3.2	
		改善事項への取り組み ◆前回の評価委員会で指摘された事項の改善に取り組んでいるか	3	4	4.2	

指定管理者記入欄

【自己評価】
・本年度も年間保守計画をもとに施設の清掃、衛生管理を計画的に進められるよう従業員の配置、業者への手配を行った。
・業者による庭園管理業務を年2回実施、あわせて月2回清掃スタッフによる建物周りの清掃管理を行った。また厨房や厨房倉庫等の清掃とチェック回数を週２回に増やし食品管理・衛生管理を適切におこなった。
・設備の経年劣化による不具合の対応は学務課への速やかな報告と提案を行い、また各専門業者との話し合い、確認をしながら学校、一般の利用者に迷惑のかからぬよう進めることができた。
・指定管理業務が3年目となり、以前よりも一人一人の業務の把握も進みスムーズでより現状に合った業務の遂行ができた。
・今年度も従業員全員に本部の指導員による衛生管理の研修を行った。全体ミーティングの中で勉強会を行ったり、食中毒防止動画の視聴、その後の確認テストを行うことにより、従業員の意識向上と知識の定着に努めている。
＜改善事項への取り組み＞
・一般利用者向けに料理やイベントのチラシを作成・配布した。またホームページ、インスタグラムを活用し、広く周知を図ることを目指した。
・納品時からの手順の見直しについては、HACCPによる管理を再度徹底すると同時にスタッフによる業務の見直しを行った。仕入時の検収（原材料の確認）の際に消費期限、品温、鮮度等を確認し、帳票記入を行っており、また月2回の在庫チェックの際にも日付確認を行っている。また、これらの作業についてエリアマネージャーによる抜き打ちチェックを行っている。
・自然教室の食事の量（多い・少ない）については最初によそうご飯の量を多くしすぎないように児童にお話をし、量が不足する児童に対してはおかわりの案内を行うようにした。また、おかずやパンの量の調整については、ビュッフェのように料理が多すぎる児童は減らしたり、不足の児童は、そこからおかわりができるようにするなど対応を検討していきたい。
【改善すべき点・課題等】
・パンやヨーグルト等の食べ放題のPRに関しては、事前の告知は難しいもののシークレット開催をしている様子の写真をＨＰ・インスタグラムで掲載するなど、周知を行っていきたい。

担当課記入欄

【担当課評価】
・仕様書通りの清掃業務が実施され、施設内の環境は適正に整えられている。
・施設に異常があった際は速やかに学務課に報告されており、対応は適切である。学校・一般利用者に影響が少ない修繕方法等を修理業者と検討し対応されている。
・仕様書に定めている人員及び有資格者の配置は適切に行われている。業務量に合わせ近隣の施設の応援等が効率的に行われ、不足・無駄のない人員配置を行っている。
・衛生管理の講習会や食中毒防止動画の視聴など宿泊施設の業務を遂行する上で必要な研修を実施している。また研修後、確認テストを行い知識の定着を図るなど工夫されている。
・改善が済んでいない項目もあるが、全ての指摘事項について、改善の取り組みの検討・実施がされている。
【改善すべき点・課題等】
・前回の改善事項であるHPの充実・改善を進めていくと同時に、施設で実施しているイベントの案内をSNSで発信するなど更に工夫し、施設の魅力を伝えていってほしい。
【特記事項】

評価委員会記入欄

【評価委員会評価】
・前年度の指摘事項に対する改善の取り組みが進められており、３件中２件で改善がみられた。

【改善すべき点・課題等】
・人材育成の基本は日々の職務を通してのOJTと考える。OJTを学ぶ研修を実施する等、OJTに積極的に取り組んでいただきたい。

【特記事項】
・アレルギー対応に万全を期すためにも、特に調理場の人材確保はしっかり行って欲しい。

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	安全性の確保 利用者の安全性は確保されているか		小計（満点25点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			16	13	15	
		施設・設備の安全性の確保 ◆設備機能の維持に向けた保守点検は適切か ◆委託されている業務の範囲は適切か	4	3	3.2	
		防災・防犯への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定しているか ◆日常の施設巡回や異常等の有無を確認しているか ◆防災訓練や鍵の管理方法の周知徹底等、職員の防災・防犯意識を高める取り組みはされているか	3	3	3.2	
		事故への対策と対応 ◆事故対応マニュアルの策定など、職員の事故対策・対応の周知徹底がされているか ◆事故対応は適切に行われたか	3	3	3.2	
		施設の衛生管理の取り組み（×2） ◆食品衛生・環境衛生への配慮、食中毒予防の取り組みを適切に行っているか	6	4	5.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・施設の保守管理については年間保守管理をもとに予定通り進めることができた。 ・今年度も防火管理者の支配人が中心となり消防訓練を2回実施、その後AED、消火器、通報設備等の使用方法の勉強会を実施し、各自の役割確認や緊急時の対応について意識付けを行った。 ・施設の警備に関しては担当者全員での定期的なミーティングを行い、日々の巡回時の点検方法、注意点などの確認を行っている。 ・熊への対策については熊鈴の使用や熊の注意喚起の案内表示を貼り出したり、自動ドアを手動対応にするなど対策を行っている。また学校、一般の利用者から熊に関する問い合わせを受けた際には、現時点での熊の発見状況等の情報提供を行っている。 ・食品衛生に関しては引き続きHACCPを遵守し、定期的な研修会、食中毒防止の為の映像視聴と確認テストを実施し、従業員の意識向上と知識の定着に努めている。また、衛生的に厨房が使用されているかの確認のため、定期的に本部に厨房内の写真の提出をしている。 【改善すべき点・課題等】 ・自然教室で提供する弁当において加熱不十分な料理（唐揚げ）の提供があった。使用する唐揚げを生肉タイプのものから加熱済みのタイプに変更し、事故を未然に防止するよう改善した。また、仕様書に定められた手順を再確認するとともに、中心温度計のダブルチェック及び帳票への記載を徹底し、安全な料理提供を行うための意識付けを改めて行った。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・現地訪問し点検報告書を確認。年間を通じて適正に保守点検されていた。 ・防火管理者の配置や防災訓練の実施、鍵の管理など適正に行われている。区の備蓄以外に事業者独自の備えとして、食料を一定数確保し、緊急時に食事ができる体制を整えられている。 ・緊急時対応マニュアルを整備し事故が発生した際の連絡体制や対応方法など従業員で共有されている。また、リスク対策の１つとして熊出没に対する対策も行い、利用者への案内等丁寧に対応されている。 ・HACCPによる食品衛生管理を行っている。適正な衛生管理を実施するため外部の評価点検も行っている。 【改善すべき点・課題等】 ・食品衛生、環境衛生の適切な対応の為、引きつづき、仕様書に定められた手順の確認、定められた行程を守って作業を行うことを徹底していただきたい。 【特記事項】 ・追加で揚げた唐揚げ１個について、仕様書で定められている中心温度の計測が漏れ、加熱時間が規定時間を満たない状態で提供を行ってしまった。再発防止のため、使用する食材を加熱済みタイプに変更し事故を未然に防ぐ対応を講じたこと、加えて仕様書の手順の徹底および定められた行程に必ず従い作業することを学務課として確認した。			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・再発防止策の徹底について仕組みづくりを行った。 【改善すべき点・課題等】 ・お金がかかっても安全には変えられない。クマ対策について、クマ鈴以外の対策も何か検討いただきたい。 【特記事項】 ・アレルギー対応等について、現行のやり方の徹底と事前のリスク対策の検討により、今後も事故の無い安定した運営をお願いしたい。			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	法令等の遵守（※倫理性も含む） 個人情報保護や公契約条例、関係法令等は遵守されているか。		小計（満点20点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			12	12	12	
		個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定、研修の実施等をしているか ◆個人情報に関する資料・情報を適切に管理しているか	3	3	3	
		公契約条例の遵守 ◆労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金を支払っているか ◆公契約に係る業務に従事した時間等の記録、法令に定める期間保存しているか	3	3	3	
		労働関係法令の遵守 ◆法廷帳簿や就業規則の整備がされているか ◆労働法規等を遵守した適切な勤務体制となっているか	3	3	3	
		その他関係法令の遵守 ◆その他関係法令、区条例・規則、協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか	3	3	3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・従業員全員が入社時に仕事上で知りえた情報の秘密保持に関して、誓約書を提出している。 ・労働関係法令を遵守し、本社にて適切に管理を行っている。 ・休日や有給休暇に関してシフト管理を行い、本社人事部にて確認指導を行っている。また、従業員一人一人と話し合いを行い、要望に沿ったシフトづくりを行っている。 ・各種ハラスメントに関する定期的な勉強会やミーティングを実施しており、関係法令の把握と遵守を徹底している。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・個人情報保護に関する研修を実施、ミーティング等も活用し従業員への意識づけが行われている。個人情報の漏洩等の事故はない。 ・労働報酬下限額以上の賃金の支払い等、公契約条例は遵守されている。 ・休日・有給の適切な取得のため、職員全員と面談を実施し、シフト調整を行っている。 ・防火管理者、食品衛生管理者等適切に配置されている。また、勉強会・ミーティング等通じて、関係法令の把握・遵守が徹底されている。 【改善すべき点・課題等】 ・個人情報に関する研修は、個人情報を取扱うものだけでなく、スタッフ全員で実施できると更に効果が高いと思われる。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・法令等を遵守し、基本通り適切に行っている。 【改善すべき点・課題等】 特になし 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	適切な財務・財産管理 適切な財務運営・財産管理が行われているか		小計（満点20点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			13	12	12	
		収支状況（安定的な運営） ◆収支状況（ - 2,064千円） ◆７年度指定管理料（84,656千円）	3	3	2.5	
		現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆経理の明確な区分がされているか（口座の区分など） ◆帳簿、関係書類の整備、保存がされ、経理状況が明確になっているか	4	3	3	
		財産及び物品の管理 ◆台帳の整備、財産・物品の管理・保存がされているか	3	3	3	
		経費の節減 ◆経費を効率的に低減するための取り組みがなされたか ◆経費の効果的・効率的な執行がなされたか ◆環境に配慮し、節電・節水に努めているか	3	3	3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・当年度の収支については食堂、厨房スタッフの確保が難しく派遣を使用したことによる人件費の増加や、寝具・クリーニング代・消耗品の価格上昇により経費が予定より多くかかりマイナスとなった。 ・現金帳票類は毎日経理担当者と支配人によるダブルチェックを行い、最終確認と管理は本社経理部が行っている。小口現金や売上金など使用目的別に分けて別々の金庫で管理し、現金が混在しないよう徹底している。また請求書は弊社の適格領収書（インボイス）を発行し対応している。 ・令和７年度より、更に適正な財産管理を行うため、本部スタッフとエリアマネージャーによる現金の監査を実施している。 ・帳票類や現金の管理は決められた鍵のかかる場所で保管・管理をしている。鍵の管理はキーボックスを使用し、担当者以外は財産物品に触れられない形をとっている。 ・昨年同様に食材の管理はWEB上（インフォマート）で行い、ロスやミスのない食材の仕入れ管理を行っている。仕入れや物品購入の際は複数の見積もりで比較を行い、低価格で品質の良い商品の選定に努めている。 ・一般利用や学校に対し冷暖房や電気の適切な使用についての案内や利用後にスタッフによる室内点検を実施するなど光熱費の節約を心がけた。 【改善すべき点・課題等】 ・今以上に業務の効率化や経費の見直しを進めるとともに、収入の確保にも努め、より健全な財務運営を図りたい。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・収支はマイナスとなったが、人材確保が難しく派遣利用になったための人件費の増、物価上昇による寝具クリーニング代や各種消耗品の経費増が主な要因であり、やむを得ないと思われる。 ・現金の取扱いは、経理担当者と施設責任者による二重チェックの後、本社経理部で最終確認と管理が行われている。現金紛失等の事故は発生していない。 ・現金や帳票等の管理は鍵のかかる場所で適切に保管・管理されている。備品の台帳も適切に管理されている。 ・食材管理はインフォマートでおこない、食材ロスや発注ミスのない管理が行われている。また、仕入れや物品購入の際、複数社で金額の比較を行う、光熱費節約のため、チェックアウト後に客室チェックを行うなど、経費節減のための取り組みも行われている。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き安定的な人材確保に努めてほしい。 ・物価上昇を加味した必要経費を再度試算する必要がある。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・会社の財務状況は良好である。 ・清掃の回数を増やすなど様々な面に対応しているからこその費用増とも言える。細かいところまで目が行き届いており評価できる。 【改善すべき点・課題等】 ・経営努力は感じられるが、マイナス収支は改善していただきたい。 【特記事項】 ・物価上昇の影響があると思うが、寝具クリーニング代や人件費、衛生面・安全については十分な予算の確保をお願いしたい。			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
事業効果			小計（満点25点）			
	事業の取り組み（一般利用） サービス水準の維持・向上が図られているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			15	15	16	
		自主企画の実施・成果 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施や新規プログラムの開拓と実施を行っているか ◆閑散期の利用者増に向けた企画やサービスを実施しているか	3	3	3.3	
		賄い業務への取り組み ◆食事の質の向上への取り組み、季節に合ったメニューの提供、特別料理の提供など	3	3	3.2	
		サービス向上に向けた取り組み ◆独自提案や利用者要望を踏まえ、業務改善がされているか ◆利用者が快適に利用できる環境が維持されているか	3	3	3.3	
		効果的な営業・広報活動 ◆ホームページ・SNSの充実、活用 ◆情報誌等への広告掲載	3	3	3.3	
		地域特性に配慮した取り組み、地域貢献 ◆近隣施設、区民等との連携及び成果 ◆施設周辺の人材活用（事業講師など）を積極的に実施しているか	3	3	3.2	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・料理やイベントの案内チラシを作成配布し、たき火体験や日光名物のゆば煮物、日光そば等特別料理の提供を行った。日光のお土産2割引きから4割引き販売や利用者から要望のあったアイスクリーム販売を実施し、売店商品の拡充などお客様にご満足いただけるようサービスの提供に取り組んだ。 ・夏休みは子ども向けにジョアやソフール、パンなどの食べ放題を実施、以前同様にシークレット開催となったが好評を得た。 ・子供広場の遊具を増やし充実させ、GW・年末年始には子ども向けに日光のクロスワードクイズ＆プレゼントを用意した。また、期間限定の地酒地ビール販売を実施し、HPに掲載し好評を得た。 ・小さい子どもや障がいのある方に職員風呂の案内と準備を行い、感謝のお声を多く頂いた。また高齢の方にはトイレやエレベーターの近い部屋など利用者に合わせた施設利用の案内を行った。 ・地産地消を意識した地元食材を使った料理の提供、近隣の体験型の施設と連携しキャンドルづくり体験を施設内で実施、好評を得た。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・提案書の自主企画はほぼ実施している。施設の特性から実施が難しい企画については、内容を見直し実施可能な企画を行っている。提案書以外にも利用者の声を反映した企画を実施し好評を得ている。 ・ゆばの煮物や日光そばなど地元食材を意識した料理の提供や、子供向けにパンやヨーグルト等の食べ放題を実施するなど、利用者が楽しめる食事提供が行われていた。 ・小さい子供や障がいのある方へ家族風呂の案内をしたり、高齢者の方の部屋をトイレ近くにするなど、利用しやすい環境が整えられている。 ・あだち広報、HPのほか、館内イベント案内チラシや、インスタグラムを利用し、情報発信されている。 ・地元食材を取り入れた献立の作成を行っている。近隣の体験型施設と連携し、施設内で体験活動が実施されている。 【改善すべき点・課題等】 自主事業で実施するプログラムは、利用者の声を参考にしながら、ニーズのあるプログラムを更に提案・実施してほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・事業への取り組みは、細かいところまで目が行き届いており評価できる。 ・一般向けへのチラシの作成やＨＰ掲載など集客のための努力が見られる。 【改善すべき点・課題等】 ・一般利用者への周知として、HPやSNSをより積極的に活用してほしい。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
			小計（満点20点）			
	事業の取り組み（自然教室） サービス水準の維持・向上が図られているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			14	16	16	
		事業の実施・成果 ◆児童が集団生活の中で社会性・自律性・創造性を学ぶための支援 ◆施設で実施するプログラムの支援を行っているか	3	3	3.2	
		食事内容の充実に向けた取り組み・方策 ◆食べる楽しみを感じられる栄養バランスが整った食事の提供	3	3	3	
		アレルギー対応（×２） ◆学校との打ち合わせ、チェック体制、配ぜん方法等適切に行われているか ◆学校からの実施報告書による評価	8	10	9.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・各学校からのご要望には柔軟に対応するよう心掛けている。事前に各学校から提出されている行程表から施設で準備手配が必要なものについて学校への事前確認を行い、利用当日に支障が出ないよう準備を進めている。 ・食事は炎天下のハイキングなどでも体力のつづくよう召し上がりやすい、子ども達から人気のある料理を検討し、安全安心を第一に提供を行った。 ・料理の準備は20分前の準備を厳守し、スムーズな食事提供を心がけた。児童が料理をこぼしてしまったり、虫が料理に飛び込んでしまった等のアクシデントにも迅速に新しい料理を提供できるよう、１人分の料理を別に準備するなど事前の備えを行っていた。 ・アレルギー対応では事前確認及び案内を十分に行い、ミスのない料理提供を心がけた。各学校からの問題提起や改善要望にはスタッフ全員で改善方法について話し合い、改善を図っている。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・学校からの要望に柔軟に対応するとともに、施設内で実施するプログラムの事前準備などを適切に行い、体験活動等スムーズに実施できるよう支援されている。 ・仕様書に定める栄養バランスをクリアしつつ、児童が食べやすく人気のある献立を検討しメニュー作成が行われている。 ・アレルギー対応は、手順を守り学校への事前確認を確実に実施し、配膳等適切に行っている。学校からの実施報告書での評価も高い。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き、学校の要望を把握し柔軟な対応を行うことで、自然教室のスムーズな実施を支援するとともに、学園内でできる体験活動を増やし、学校に提案・案内ができるようにしていけるとよい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・学校からの要望に柔軟に対応している。アレルギー対応では、学校との連携も良く万全な体制がとられている。 【改善すべき点・課題等】 ・学園内での体験活動を増やし、学校に提案・案内ができると良い。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	利用の成果（一般利用）　※協定書に盛込み、評価点概ね２割で設定する 利用成果（利用者満足）が得られているか ※アンケート調査結果に基づく客観的なデータも活用する		小計（満点40点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			31	36	35	
		利用者数 ◆年間利用者数　※利用者数の目標値も設定する ◆指定管理期間中の年間利用者数増減　※経年変化を追えるようにする	4	5	4.8	
		貸出施設等の利用（稼動）率 ◆施設年間利用（稼働）率（%） ※利用率（稼働率）の目標値も設定する ◆指定管理期間中の年間利用（稼働）率増減 ※経年変化を追えるようにする	4	3	3.7	
		職員の接遇（×2） ◆職員の接客対応 ◆職員の親切さ、説明のわかりやすさ等アンケートによる評価	8	10	9.3	
		食事 ◆提供する内容、食事の味や量等アンケートによる評価	4	5	4.8	
		施設に関すること（×2） ◆施設の清潔さ、使いやすさ等アンケートによる評価 ◆今後も施設を利用したいか	8	10	9	
		苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ	3	3	3.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・一般利用者数は昨年より1,000人以上増え、5,510人となり、客室稼働率も10ポイント以上アップすることができた。 ・フロントとサービスの接客は大変満足が70.1%（前年より2.9ポイントアップ）となったが、大変満足と満足の数値が昨年と比較し0.7ポイントマイナスとなった。親切で丁寧な対応を今後も心がけさらに高評価を目指したい。 ・食事は満足と大変満足を合わせて88.1%で昨年と同数値だった。今後も、さらにお客様のお声を参考に地産地消、地元食材を意識した献立を一般利用者に提供していきたい。 ・清掃は浴室等の清掃時間を十分にとるとともに庭園管理のために週2回、清掃、手入れの時間を増やし、今まで以上に美化に努めている。 ・リピート利用率65%となり、満足を頂けている指標の一つかと考えられるが、アンケート内容をよく確認し要望を丁寧に把握し運営改善に生かしたい。 ・食事は事前準備の為、利用者様がお席に着いた後にご飯のお代わりや調整のお声かけがある。その際の接客に関しては、親切で丁寧な対応を従業員全員に徹底している。 ・清掃は浴室等の清掃時間を十分にとるとともに庭園管理のために週2回、清掃、手入れの時間を増やし、今まで以上に施設の美化に努めている。 ・設備に関してのご要望が多く、特にお部屋のWi-Fi接続の要望が多いが、フロント近くでの接続が可能であることを伝えてご了承を頂いている。 ・お客様のご意見については、ミーティングを行い、できる限り柔軟でお客様の要望に沿う形を考え、問題を共有し、対応について改善、検討を行っている。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・今年度は臨時の休館が無かったこともあるが、前年度より1,000人以上増加し、事業計画を上回ることができた。 ・利用者増により、稼働率は前年度より10ポイント以上増加した。 ・お客様アンケートでは良好な評価を受けている。 アンケートの大いに満足＋満足＋普通の割合（従業員の態度：99.3%／食事：96.9%／清掃：99.3%） ・お客様アンケートの要望について、即時改善できることは対応されている。設備に関する要望等、対応が難しい内容については、区に報告するとともに、利用者に丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めている。 【改善すべき点・課題等】 ・これまでの利用実績から利用見込みの分析を更に進め、適切な開館日の設定につなげてほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・アンケート結果や生の声に対し、真摯かつ丁寧に対応している。 ・リピート率が高いことが評価できる。さらにリピーターが増やせるよう努めてほしい。 【改善すべき点・課題等】 ・アンケート選択肢について「普通」を除いた４段階にしたほうが良い。 ・利用率アップの為、ターゲットに合わせた魅力的なプランの提供など行い、大きな組織になった強みを活かしたPRを行ってほしい。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	利用の成果（自然教室）　※協定書に盛込み、評価点概ね２割で設定する 利用成果（利用者満足）が得られているか ※アンケート調査結果に基づく客観的なデータも活用する		小計（満点25点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			20	25	23	
		施設・運営（×2） ◆教員・児童への対応、施設の清潔さ等、学校からの実施報告書による評価	8	10	9.3	
		食事（×2） ◆学校からの実施報告書による味付け・量・残菜等の評価	8	10	9.3	
		児童のけが・病気への対応 ◆施設看護師の処置・手当や病院への送迎等、病気けが発生時の対応について実施報告書による評価	4	5	4.7	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・各学校からの要望には柔軟に対応を心がけ、おおむね丁寧で親切な対応ができているとの声を頂いた。 ・食事の際の児童への案内については先生や補助員の説明や動きを確認しながら、学校のサポートの形で児童への補助を行っている。 ・暑い日の、お弁当への保冷材使用についても学校と確認を取り進めた。 【改善すべき点・課題等】 ・調理の進め方等、確認と指導を徹底する。 ・お米に関しての不満の声があり、令和8年度から国産銘柄米に改善した。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・学校からの様々な要望に対し柔軟かつ丁寧に対応しており、実施報告書の評価はどの項目も良好である。 学校からの実施報告書で、大変良い＋良い＋普通の割合（運営：100%／食事：91%／病気対応：97.5%） ・食事に関しての意見（米が固いパサついているなど）について、銘柄の変更を行うなど、対応できる改善を進められている。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き、学校からの実施報告書の意見等を施設内職員で共有し、対応できる内容については積極的に改善を行っていってほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・食事は弁当も含め美味しくなっている。量について、残菜を少なくする観点からも適量と考える。 【改善すべき点・課題等】 特になし 【特記事項】 ・食事も教育の一環と考えるので、今後も残菜が残らないよう、先生方と連携を密に、声掛け等行っていただきたい。			
合計点			合計（満点200点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			138	145	146	

【評価委員会評価結果】

得点	評価		ﾗﾝｸﾀﾞｳﾝ		総合評価	（前回）総合評価
146	B+	⇒	有 ・ (無)	⇒	B+	B+

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会による総合評価】

評価委員会による総合評価を記入してください。
・アンケートでの満足度が非常に高く、利用者に対し丁寧な対応がされている。
・会社が大きくなったことで、より適切で安全な運営につながっている。今後は、大きな組織となった強みを人材確保や研修の部分に活かし、より良い施設運営の推進をお願いしたい。
・唐揚げの加熱が不十分だった件は、事案把握がしっかりされており、改善策も講じられている。再発しないよう真摯に取り組んでいる姿勢が見えるため、今回はランクダウンを行わないこととする。今後も改善努力を継続していただきたい。

【指定管理者への改善要望】

所管課から指定管理者に対して、管理運営における指摘事項に関する改善要望を記入してください。
・人材育成に関し、OJTを学ぶ研修等、OJTに積極的に取り組んでほしい。
・収支赤字の改善を行って欲しい。
・利用率アップのため、ターゲットに合わせた、ニーズのある体験プログラムを提案し、SNS等で効果的なPRを行ってほしい。

【評価結果・提言を受けての今後の取組みについて】

所管課から指定管理者に対して、今後の管理運営に向けての意見等を記入してください。
・施設管理、食品環境衛生、アレルギー対応等、適切に対応するため、仕様書に定められた手順を確認し、定められた行程に従って作業を行うことを改めて徹底していただきたい。
・安定的な運営のため、収支計画に沿って事業を進め、物価上昇などにより諸経費に影響が生じる場合は、早急に区に報告を行ってほしい。

◎　上記で示した標準例の項目以外に、担当課による追加項目を配点３割以上設定する。
例
①利用成果＝総合計点の２割
②各課追加項目＝総合計点の３割以上　➡　①＋②＝合計点の５割以上となり、
③合計点は、①＋②＋③＝200点以上となる。
※　原則、担当課による追加項目は「確認項目」レベルによる３割以上設定とし、「中項目」レベルは標準例で示す項目のみとする。
ただし、標準例とは別に施設特性に応じた独自視点による評価を取り入れる場合は「中項目」レベルの追加も認める。

【評価委員会評価基準　例】

	評価基準						
ランク	A＋	A	A－	B＋	B(標準点)	B－	C
評点	200点(満点) ～180点以上	180点未満 ～166点超	166点以下 ～150点以上	150点未満 ～134点以上	134点未満 ～118点超	118点以下 ～108点超	108点以下 ～0
得点率	100% ～90%以上	90%未満 ～83%超	83%以下 ～75%以上	75%未満 ～67%以上	67%未満 ～59%超	59%以下 ～54%超	54%以下 ～0%

※　「標準点」･･･評価項目が全て「３」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
※　「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

教　育　委　員　会　報　告

令和８年１０月１３日

件　　名	**足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について**
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室　生涯学習支援課 スポーツ振興課、中央図書館
内　　容	令和７年度の生涯学習関連施設における業務について、足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、次のとおり報告する。



１　評価対象施設および評価結果

すべての施設が標準点（Ｂ評価）を超えるＢ＋評価以上である。

（参照）Ｐ７８～７９　足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価結果一覧
別添資料２　足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料

【評価区分別一覧】

評価	６年度	７年度	施設名
Ａ	１施設	**３施設**	３地域学習センター（佐野、新田、保塚）
Ａ⁻	１４施設	**１４施設**	１０地域学習センター（伊興、梅田、興本、江北、鹿浜、竹の塚、中央本町、東和、舎人、花畑）、江南コミュニティ図書館、総合スポーツセンター、東綾瀬公園温水プール、スイムスポーツセンター
Ｂ⁺	５施設	**３施設**	生涯学習センター、千住温水プール、平野運動場

【昨年度評価結果との比較】

区分	R6→R7	施設名
評価が上がった **４施設**	Ａ⁻→ Ａ	２地域学習センター（佐野、新田） 【要因】（佐野）主要事業の発展が評価されたため （新田）利用の基準未達成が改善したため
	Ｂ⁺→ Ａ⁻	梅田地域学習センター、スイムスポーツセンター 【要因】（梅田）管理運営の工夫が評価されたため （スイム）安全性の向上が見られたため
評価が変わらない **１６施設**	Ａ→ Ａ	保塚地域学習センター
	Ａ⁻→ Ａ⁻	９地域学習センター（伊興、興本、江北、鹿浜、竹の塚、中央本町、東和、舎人、花畑）、江南コミュニティ図書館、総合スポーツセンター、東綾瀬公園温水プール
	Ｂ⁺→ Ｂ⁺	生涯学習センター、千住温水プール、平野運動場

２　委員会での主な意見

（１）評価全般について

ア　２０施設中４施設で評価区分が上がった。また、評価区分が同一であった１６施設においても、９施設で得点率が上がり、全体的に高評価であった。

イ　２０施設中１０施設が５年間の指定管理期間における最終年度であり、５ヵ年計画主要事業においても、５年間で築いた地域との協力関係による成果が見られた。

（２）指定管理業務について

区分	主な意見
イベント・講座	イベントへ主体的な参画を促すための実行委員会の設立や、ボランティアへの支援と連携など地域を巻き込んだ事業展開をしている。
	高齢者やセンター利用の少ない働き世帯など多様な対象に向け、関心を惹くような内容の工夫や独自性のある事業を展開している。しかし、周知不足が課題であり、ターゲット層に情報を届ける仕掛けづくりや広報媒体の分析が必要である。
	地域連携や事業について、企業への出張講座やボランティア育成による地域との関係づくりなど良質な取り組みを行っている。単発実施にとどめず、成果物を次の施策でも活用し、地域との協力体制を維持してほしい。
接遇・サービス向上	二次元コードを活用した案内や体育館個人利用の交代制の導入など、利便性を向上させる取り組みが見られた。
	新しい受付システムの導入に伴い、研修やマニュアル整備、マクロを用いた事務処理ツールの作成など、受付の質を維持するための取り組みが実施されている。

３　評価の実施概要

（１）開催日

令和８年８月１７日（月）～１９日（水）、２５日（火）の４日

（２）評価対象期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日

（３）評価委員会委員構成（計５名）

種　別	氏　名	役職等
学識経験者 （有識者含む）	【委員長】 原　田　隆　史	八洲学園大学 生涯学習学科　教授 岐阜女子大学　特任教授
	【副委員長】 酒　井　雅　男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
	今　西　ひとみ	帝京科学大学 幼児保育学科　教授
区　　民	田　中　ひろ子	足立区スポーツ協会　会長
区　職　員	久保田　夏　恵	学童保育課長

（４）評価方法

ア　指定管理者による自己評価（セルフチェック）

イ　区職員による実態調査（モニタリング、利用者アンケートの集計・分析）に基づく評価

ウ　評価委員会による提出資料※の確認及び統括責任者ヒアリングに基づく第三者の視点での評価

※　評価委員会への提出資料

業務評価シート、チェックシート、利用者アンケート集計結果、業務実績の統計資料

４　評価結果の公表

令和８年１１月１１日（水）から区ホームページ公表予定

５　今後の方針

（１）評価結果の反映について

昨年度の委員会での早期に事業へ反映すべきとのご意見を受け、今年度は区が確認した６月末時点で明らかに見直しが必要な項目については事業へ反映している。

改めて評価委員会での意見を取りまとめ、事業への反映ほか、改善計画書の提出を求める。

なお、改善結果は、区職員による実態調査及び次年度の評価委員会における審議により確認していく。

（２）評価資料の見直しについて

評価委員から「資料を読み込む負担が大きい」とのご意見をいただいており、今後使用する評価資料については、以下のとおり見直しを行っていく。

ア　評価委員会にて提示する評価資料の見直し

	（ア）評価資料を統合し、確認書類の量を削減 （イ）実績の数値化により、文章量を削減 （ウ）加点・減点基準の明確化により、採点にかかる時間を削減 イ　今年度評価委員会でいただいたご意見 （ア）資料が見やすくなるということであれば、ぜひ改善してもらいたい。 （イ）基準については全国的な生涯学習、図書貸出などの動向を考慮し、柔軟に設定すること。 （ウ）評価をするためには、事業内容を明確に把握すべきであり、そのためには従来の文字ベースの資料もある程度必要である。 ウ　評価委員会意見を踏まえた見直し方針 （ア）全国的な動向を確認しつつ、仕様書の内容に基づいた基準を作成する。 （イ）数値の実績化はそのまま、文章による補足資料を添付する。 （ウ）文章に加え、画像による情報は補足する。 （エ）見直し後の資料を来年度評価委員会から使用できるよう、指定管理者とも調整していく。

足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価結果一覧

1　生涯学習センター

No	施設名	指定管理者・代表者氏名	R7年度指定管理料（年度協定額）	令和６年度評価結果			令和７年度評価結果			対昨年度比評価
				評価点/満点	得点率	評価	評価点/満点	得点率	評価	
1	生涯学習センター	あだち学びときずな創造事業体 代表者　伊藤　治光	360,463,159円	169/235	71.9%	B+	168/235	71.5%	B+	⇨

2　地域学習センター（令和７年度の得点率順）

No	施設名	指定管理者・代表者氏名	R7年度指定管理料（年度協定額）	令和６年度評価結果			令和７年度評価結果			対昨年度比評価
				評価点/満点	得点率	評価	評価点/満点	得点率	評価	
1	保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス 代表者　林　啓司	118,900,600円	168/200	84.0%	A	169/200	84.5%	A	⇨
2	佐野地域学習センター ★	(株)グランディオサービス 代表者　林　啓司	130,156,804円	163/200	81.5%	A−	168/200	84.0%	A	↑
3	新田地域学習センター	(株)グランディオサービス 代表者　林　啓司	115,620,393円	154/200	77.0%	A−	167/200	83.5%	A	↑
4	花畑地域学習センター ★	ＴＭ・アズビル共同事業体 代表者　川名　康仁	177,876,603円	161/200	80.5%	A−	166/200	83.0%	A−	⇨
5	舎人地域学習センター	ヤオキン商事(株) 代表者　伊藤　治光	121,104,000円	159/200	79.5%	A−	164/200	82.0%	A−	⇨
6	興本地域学習センター ★	(株)ＴＭエンタープライズ 代表者　川名　康仁	125,464,716円	166/200	83.0%	A−	163/200	81.5%	A−	⇨
7	東和地域学習センター ★	みんなでつくるあだちの未来 共同事業体 代表者　松井　聡	157,866,105円	155/200	77.5%	A−	162/200	81.0%	A−	⇨
8	江北地域学習センター ★	(株)ＴＭエンタープライズ 代表者　川名　康仁	126,585,810円	160/200	80.0%	A−	162/200	81.0%	A−	⇨
9	伊興地域学習センター ★	(株)グランディオサービス 代表者　林　啓司	138,507,393円	154/200	77.0%	A−	160/200	80.0%	A−	⇨
10	梅田地域学習センター ★	みんなでつくるあだちの未来 共同事業体 代表者　松井　聡	227,268,440円	149/200	74.5%	B+	160/200	80.0%	A−	↑
11	中央本町地域学習センター ★ ※１	ヤオキン商事(株) 代表者　伊藤　治光	151,591,378円	143/180	79.4%	A−	156/200	78.0%	A−	⇨
12	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事(株) 代表者　伊藤　治光	175,724,965円	156/200	78.0%	A−	155/200	77.5%	A−	⇨
13	鹿浜地域学習センター ★	ヤオキン商事(株) 代表者　伊藤　治光	127,258,511円	163/200	81.5%	A−	155/200	77.5%	A−	⇨

※　全ての地域学習センターに地域図書館併設。★マークは地域体育館も併設。

※１　中央本町地域学習センターは令和５年９月１日から令和７年３月２５日まで改修工事のため休館。令和６年度は評価項目、配点、満点が令和７年度と異なる。

3　地域図書館

No	施設名	指定管理者・代表者氏名	R7年度指定管理料（年度協定額）	令和６年度評価結果			令和７年度評価結果			対昨年度比評価
				評価点/満点	得点率	評価	評価点/満点	得点率	評価	
1	江南コミュニティ図書館	(株)ＴＭエンタープライズ 代表者　川名　康仁	52,180,000円	147/180	81.7%	A−	145/180	80.6%	A−	→

4　スポーツ施設（令和７年度の得点率順）

No	施設名	指定管理者・代表者氏名	R7年度指定管理料（年度協定額）	令和６年度評価結果			令和７年度評価結果			対昨年度比評価
				評価点/満点	得点率	評価	評価点/満点	得点率	評価	
1	総合スポーツセンター	あだちの未来協創グループ 代表者　水野　明人	315,682,000円	142/180	78.9%	A−	141/180	78.3%	A−	→
2	東綾瀬公園温水プール	ＴＭ・アズビル共同事業体 代表者　川名　康仁	120,541,000円	136/180	75.6%	A−	140/180	77.8%	A−	→
3	竹の塚温水プール・体育館 （スイムスポーツセンター）	ＴＭ・アズビル共同事業体 代表者　川名　康仁	198,155,600円	134/180	74.4%	B+	139/180	77.2%	A−	↑
4	平野運動場	ヤオキン商事(株) 代表者　伊藤　治光	32,945,000円	125/180	69.4%	B+	134/180	74.4%	B+	→
5	千寿本町小学校温水プール	野村不動産ライフ＆スポーツ・ 日建総業共同事業体 代表者　小林　利彦	88,645,500円	122/180	67.8%	B+	126/180	70.0%	B+	→

【足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会　評価基準】

生涯学習センター（235点満点）

委員会の評価点※	委員会の評価
212点以上	A+
196～211点	A
177～195点	A−
158～176点	B+
139～157点 （標準点141点※）	B
127～138点	B−
126点以下	C

地域学習センター（200点満点）

委員会の評価点※	委員会の評価
180点以上	A+
167～179点	A
150～166点	A−
134～149点	B+
119～133点 （標準点120点※）	B
109～118点	B−
108点以下	C

地域図書館、スポーツ施設（180点満点）

委員会の評価点※	委員会の評価
162点以上	A+
150～161点	A
135～149点	A−
121～134点	B+
107～120点 （標準点108点※）	B
98～106点	B−
97点以下	C

※　評価点は、評価項目ごとに全委員の平均点を算出し、これを合計したものである。合計した評価点は、小数点以下は切捨て、整数とする。
※　「標準点」は評価項目がすべて「3」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。

教　育　委　員　会　情　報　連　絡

令和８年１０月１３日

件　　名	**令和９年「二十歳の集い」の開催について**
所管部課名	学校運営部青少年課
内　　容	令和９年「二十歳の集い」の開催予定について、以下のとおり報告する。 **１　開催日時** 令和９年１月１１日（月・祝）１１時００分～１２時３０分 **２　会場** 東京武道館　大武道場　（足立区綾瀬３－２０－１） **３　参加対象者** 平成１８年４月２日から平成１９年４月１日生まれの方 （令和８年４月１日現在　区内在住者６，１９７人） ※　区外在住者も参加可 **４　実施内容（予定）** （１）第一部　式典 ア　国歌斉唱 イ　励ましの言葉（足立区長） ウ　お祝いの言葉（足立区議会議長） エ　誓いの言葉（「二十歳の集い」実行委員代表） オ　区歌斉唱 （２）第二部　アトラクション ア　和太鼓グループによる演奏 イ　抽選会 **５　主催** 足立区、足立区教育委員会 **６　その他** （１）会場開催のほか、引き続き「動画 de あだち」によるライブ配信も実施する。 （２）昨年度同様、写真撮影用のフォトパネルを東綾瀬公園のハト広場に設置して、参加者が自由に記念の写真を撮れるようにする。

【参考】当日参加者数の経年推移

開催年（令和）	対象者（人）（※1）	当日参加者（人）	ライブ配信視聴数	
		総数【参加率】	最大同時視聴（人）	再生数（回）
6	6,205	3,520【56.72%】	565	2,537
7	6,220	3,395【54.58%】	766	3,614
8	6,087	3,531【58.00%】	643	3,003

事業実施報告（９月）

行事名	実施日	会場	参加数
あだち日曜教室	13 日（日）	梅田地域学習センター	29 人
親子科学体験講座	13 日（日）	ギャラクシティ	34 人
東京電機大学連携事業	26 日（土）	東京電機大学	10 人
親子体験キャンプ	27 日（日）	舎人公園	41 人
あだち湯育プログラム	26 日（土）	永泉湯	1 人

事業実施予定（１０月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	11 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
めざせキャンプの達人	18 日（日）	宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場	20 人
ジュニアリーダースーパー研修会	25 日（日）	梅田地域学習センター	50 人
あだち湯育プログラム	25 日（日）	岡田湯	6 人

事業実施予定（１１月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	8 日（日）	梅田地域学習センター	34 人
足立区民ふれあい計算フェスティバル	15 日（日）	庁舎ホール	150 人
ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ（小５対象）	21 日（土）～23 日（月・祝）	南房総市大房岬自然の家（千葉県南房総市）	80 人
親子体験キャンプ	29 日（日）	舎人公園	50 人

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告（9月）

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会・スタッフ研修	①9/14（月） ②9/17（木） ③9/28（月）	①東和地域学習センター ②梅田地域学習センター ③佐野地域学習センター	① 33 人 ② 41 人 ③ 44 人
足立ジュニア吹奏楽団 「スポーツカーニバル 2026 コラボリハーサル （なぎなた連盟、バトン・チア連盟、一輪車連盟）」	9/19(土)	島根小学校	21 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「しまねサマーコンサート」	9/26(土)	島根小学校	22 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「音楽のまちコンサート」	9/27(日)	第十四中学校	23 人

事業実施予定（10月）

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会・スタッフ研修	①10/ 1（木） ②10/ 6（火） ③10/26（月）	①伊興地域学習センター ②西新井ギャラクシティ ③東和地域学習センター	各回 40～ 80 人
足立ジュニア吹奏楽団　派遣演奏 「スポーツカーニバル 2026」	10/12(月・祝)	総合スポーツセンター	31 人
小学校アウトリーチコンサート【ソプラノ、ピアノ】 ※3 年生 1 クラスごとに実施	10/15（木）	中川小学校	2 クラス